

相続人の調査方法マニュアル

令和3年3月

埼玉県空き家対策連絡会議

－目次－

1	所有者探索の基本フロー	2
2	戸籍謄本に出てくる用語の解説	4
3	年代別における戸籍謄本の様式の解説	14
4	関係法令の変遷	35
5	相続関係説明図の作成方法	46
6	相続放棄について	48
	～付録～ 練習問題	54

■ はじめに

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行から 5 年が経過したが住環境に悪影響を及ぼす管理不全な空き家は増加し、それによる近隣住民からの苦情も増え、市町村により同法に基づく指導や代執行は増加の一途をたどっている。さらに、管理不全により危険な状態で放置されている空き家は相続登記がなされていないことが多く、所有者を特定するための相続人の探索に係る事務は市町村担当者の大きな負担となっている。そこで、相続人の調査方法に関するフロー、用語、戸籍謄本の見方、関係法令などを整理し、付録として練習問題も添えた市町村空き家担当者向けのマニュアルを作成する。

■ 参考文献等

当マニュアルは以下の資料を基に作成。その他に引用した文献等は個別に該当箇所に記載。

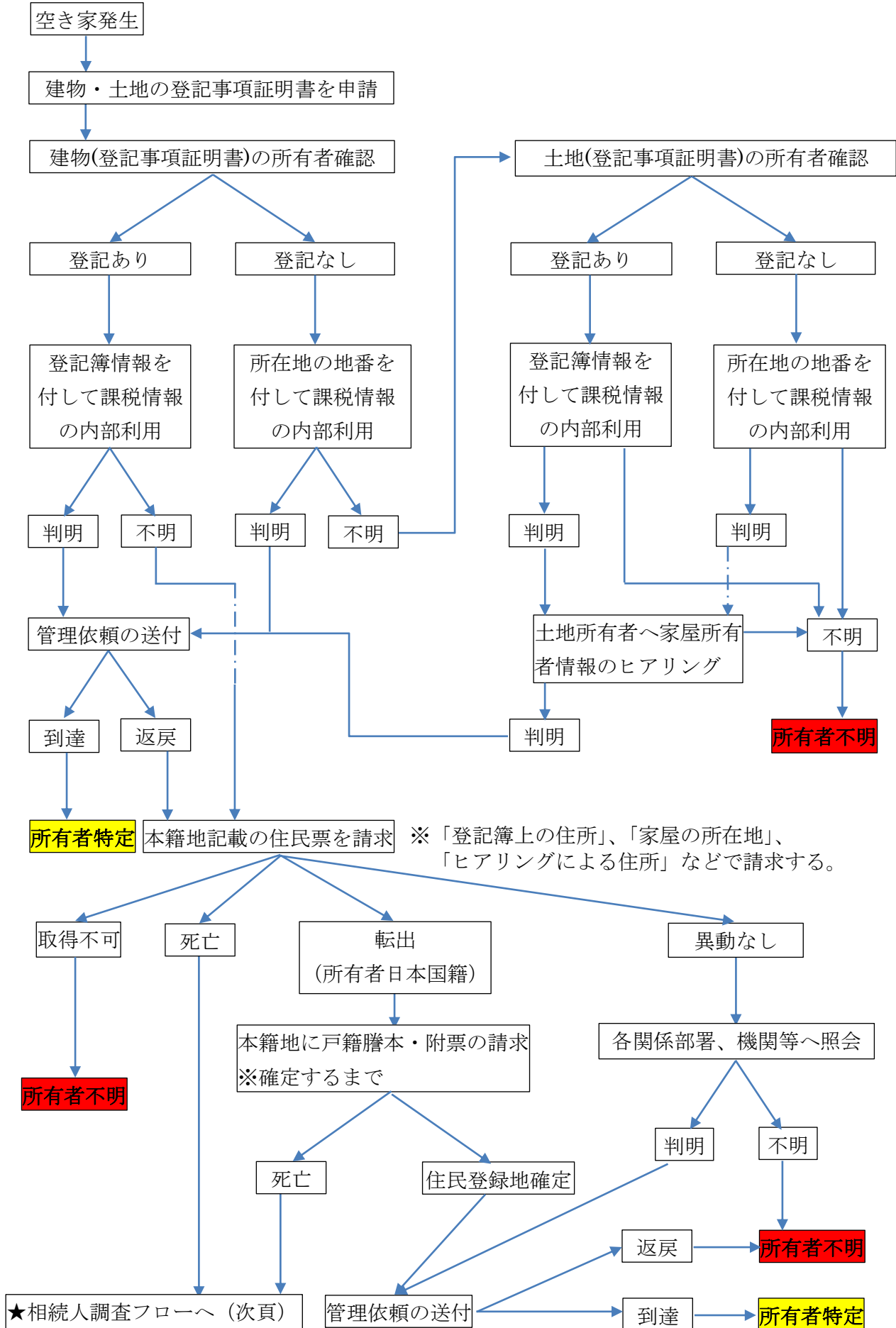
- ・「権利者探索の手引き」 令和 2 年 3 月 国交省土地・建設産業局 総務課 公共用地室
- ・「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン
～所有者不明土地探索・利活用ガイドライン～（第 3 版）」
令和元年 12 月 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

[令和 2 年度 埼玉県空き家対策連絡会議 専門部会メンバー]

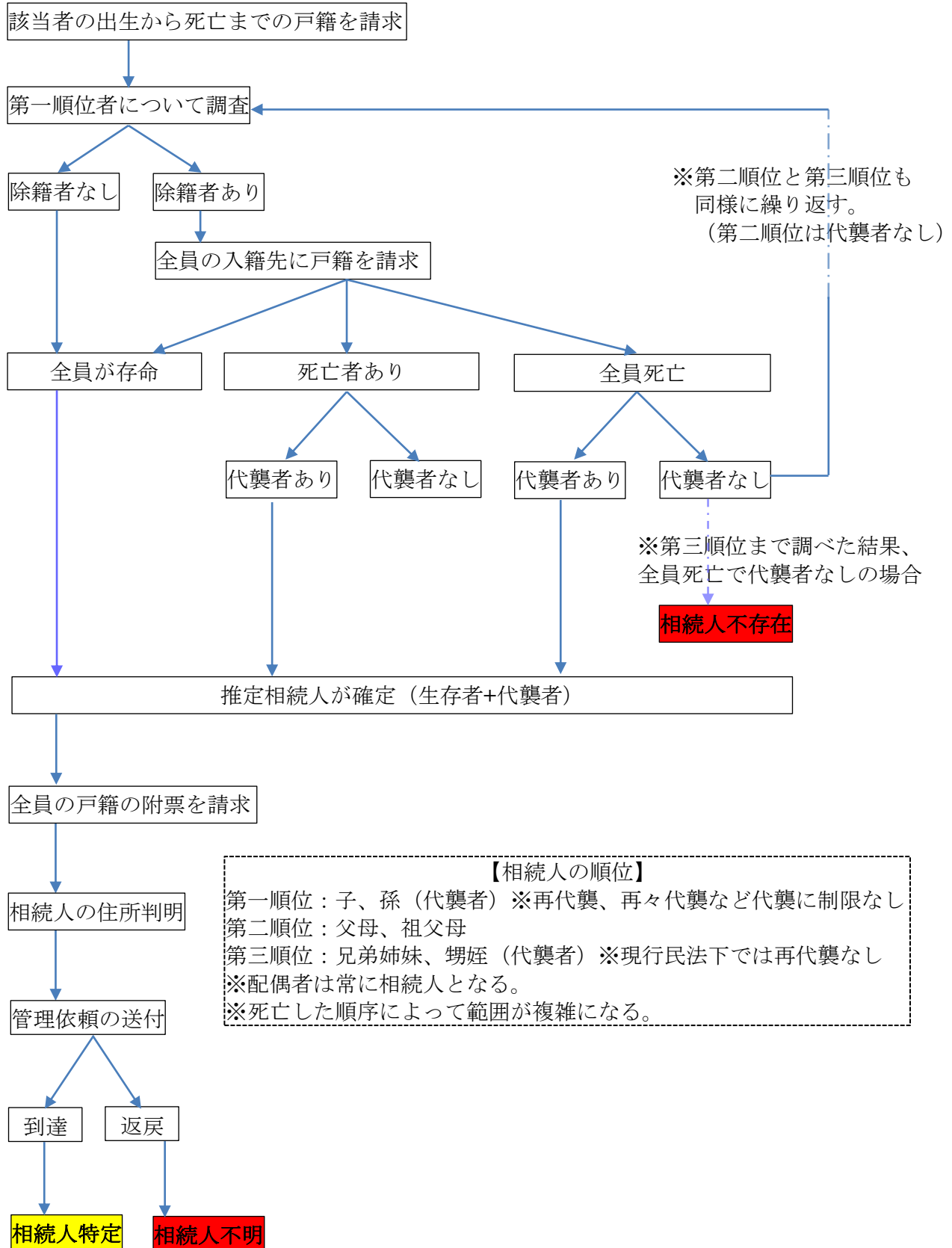
川越市、熊谷市、所沢市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、草加市、戸田市、和光市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、毛呂山町、吉見町、皆野町、宮代町、埼玉県住宅供給公社、埼玉土地家屋調査士会、埼玉県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会埼玉県本部、埼玉県

※アドバイザー：埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、埼玉県行政書士会

1 所有者探索の基本フロー



相続人調査フロー



※相続人から放棄した旨の申出があった場合には、裁判所へ相続放棄等の有無を照会する。

※相続放棄がされている場合には、初めから相続人とならなかったものとみなされる。

(民法939条) =裁判所への照会方法等、相続放棄については「6 相続放棄について」参照

2 戸籍謄本に出てくる用語の解説

(1) 用語集

索引	用語	解説	適用期間
あ行	いごん 遺言	<p>人がした意思表示の効力をその人の死後に生じさせる法律行為のこと</p> <p>※公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言の3種類の普通方式の作成方法のほか、特別方式の作成方法がある。</p> <p>※自筆証書遺言の場合、遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所による検認手続きが必要となる。なお、自筆証書遺言書保管制度により法務局に保管されている遺言書は、検認不要（法務局における遺言書の保管等に関する法律第11条）。</p> <p>[民法第967条、第985条、第1004条]</p>	
	いさん そうぞく 遺産相続	<p>被相続人が残した財産・権利・義務を残された相続人が引き継ぐこと</p> <p>戸主以外の家族の死亡により発生した相続のこと</p> <p>※死亡には自然死のみならず、失踪宣告による擬制死亡も含まれる。</p>	明治31年7月16日～ 昭和22年5月2日 (旧民法)
	いさん ぶんかつきようぎ 遺産分割協議	<p>相続が発生した際に、共同相続人の全員で遺産の分割について協議し、合意すること</p> <p>【協議がまとまらない場合】 家庭裁判所で調停、審判によって分割される。</p> <p>【相続人の全員が遺言とは異なる内容の遺産分割協議に合意した場合】 遺言とは異なる内容の遺産分割協議をすることも可能であると解されており、その場合、遺産分割協議が優先することとなる。</p> <p>※遺言の一部変更も協議が成立すれば可能となる。</p> <p>[民法第907条]</p>	
	いぞう 遺贈	遺言によって財産を相続人以外の他人（受遺者）に無償で与える行為のこと	
	とくてい いぞう 特定遺贈	特定の財産を遺贈すること	
ほうかつ いぞう 包括遺贈	財産の全部又は割合で示された一部を遺贈すること		

索引	用語	解説	適用期間
	いりゆうぶん 遺留分	法律で定められた一定の相続人に残されるべき財産の割合のこと ※遺留分を有する相続人は、配偶者と直系卑属と直系尊属である。 [民法第1042条]	
	いんきよ 隠居	戸主が生前に家督（家名、財産・事業等の総体）を譲渡するための制度のこと ※戸主が戸籍法上（隠居）の届出をすることにより新戸主へ家督を承継させることが可能となる（隠居した前戸主は新戸主の家族として戸籍に記載される）。	明治31年7月16日～ 昭和22年5月2日 （旧民法）
か行	かいせいげんこせき 改製原戸籍 はらこせき （原戸籍）	改製により除籍となった戸籍のこと ※「カイセイゲンコセキ」と読むが、現在戸籍との混同を避けるために「カイセイハラコセキ」、「ハラコセキ」と呼ばれることが多い。	
	かとくそうぞく 家督相続	原則として長男子が新戸主となり、被相続人である戸主の地位と家の財産の両方を同時に単独で継承すること ※戸主の死亡のほか、隠居、女戸主の入夫婚姻等が相続発生要因となる。	明治31年7月16日～ 昭和22年5月2日 （旧民法）
	きか 帰化	日本国籍を取得すること ※新しく戸籍が作られることになる。	
	げんていしょうにん 限定承認	相続によって得たプラスの財産（資産）の範囲で被相続人の負っていたマイナスの財産（負債）または遺贈を弁済し、財産が残ればそれを相続する相続方法のこと ※相続した資産の範囲内で負債を弁済すればよい。相続開始を知った日から3カ月以内に相続人全員で家庭裁判所に申し立てることが必要となる。 [民法第915条、第922条、第923条]	
	こうれいしゃしよっけんしよじよ 高齢者職権消除	100歳以上の所在不明な高齢者の戸籍を職権で抹消する制度のこと ※戸籍行政上の便宜的な取り扱いなので、法律的に死亡したということにはならないため、相続は開始されない。	

索引	用語	解説	適用期間
	こせきしょうほん 戸籍抄本	戸籍に記載されている方のうち一人または複数人の身分事項を証明するもの ※コンピューター化された戸籍抄本のことを「戸籍個人事項証明書」という。	
	こせきとうほん 戸籍謄本	戸籍に記載されている全員の身分を証明するもの ※コンピューター化された戸籍謄本のことを「戸籍全部事項証明書」という。	
	こせき ふひょう 戸籍の附票	その戸籍が作られてから（またはその戸籍に入籍してから）現在に至るまで（またはその戸籍から除籍されるまで）の住所が記録されたもの ※請求する際には本籍地を申請書に記載するが、請求の根拠法令は住民基本台帳法になるので注意する。	
	こんいん 婚姻	夫婦になること ※現行戸籍法では戸籍の編製単位が「夫婦及びこれと氏を同じくする子」となっているため、婚姻すると新戸籍を編製するか、どちらかが筆頭者の場合にはもう片方が相手方の戸籍へ入籍することもある。	
さ行	さいせい 再製	戸籍簿が長年の使用で汚れたり、火災などの災害にあったりしたために作り直すこと ※再製は読み難くなった戸籍（場合によっては焼けるなどして失ってしまった戸籍）を読めるようにするために、もとの戸籍と全く同じものを作り直すこと。改製の場合と違って、婚姻や死亡などのために除籍された人々についても除籍された人々として、もとの戸籍とそっくり同じように記載する。	
	さいせいげんこせき 再製原戸籍	再製によって消除された戸籍のこと ※再製原戸籍の本質は戸籍ではなく、再製の資料といったもの。このように再製原戸籍は戸籍ではないため、謄抄本は取れない。再製された戸籍の謄抄本が取れるため再製原戸籍の謄抄本を取る必要も無い。	

索引	用語	解説	適用期間
	しっそうせんこく 失踪宣告	<p>生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度のこと</p> <p>※不在者の生死が7年間明らかでないときの普通失踪と、戦争・船舶の沈没・震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が1年間明らかでないときの危難失踪がある。</p> <p>[民法第30条、第31条]</p>	
	しゅつしょう 出生	<p>子が生まれること</p> <p>【生まれた子が婚姻関係にある男女を父母とする場合】</p> <p>生まれた子(嫡出子という)は父母の戸籍に入籍</p> <p>【婚姻関係にない男女を父母とする場合】</p> <p>生まれた子(非嫡出子)は母の戸籍に入籍</p> <p>※実務では非嫡出子の存在を見落としやすいので注意する。</p>	
	しょうじょ 消除	<p>戸籍の改製や転籍などで全員が除籍されたことにより、戸籍が閉鎖されたこと</p>	
	すいていそうぞくにん はいじょ 推定相続人の廃除	<p>遺留分を有する推定相続人が被相続人に対し虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他著しい非行があったとき、被相続人の意思に基づいて、推定相続人の相続権を喪失させること</p> <p>[民法第892条、第893条]</p>	
	すうじそうぞく 数次相続	<p>被相続人が死亡後（一次相続）、遺産分割協議や移転登記、名義変更等が済まないうちに、相続人が亡くなり、次の相続（二次相続）が開始され、相続人の相続権を承継（相続）すること</p>	
	せいべつ なまえ へんこう 性別・名前の変更	<p>名前や性別の取り扱いを変更すること</p> <p>※家庭裁判所の許可が必要となる。</p>	
	そうぞくけっかく 相続欠格	<p>特定の相続人につき、相続欠格事由が認められる場合にその者の相続権を失わせること</p> <p>[民法第891条]</p>	

索引	用語	解説	適用期間
	そうぞくほうき 相続放棄	<p>相続開始により一応生じた相続の効果を、全面的・確定的に消滅させる行為のこと</p> <p>※相続放棄は、熟慮期間内（自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内）に家庭裁判所に申述を行い、家庭裁判所が受理することによって効力を生ずる。</p> <p style="text-align: right;">[民法第938条]</p>	
		<p>数人の相続人がある場合、その一人が放棄したときは、その相続分はほかの相続人の相続分に応じてこれに帰属する。</p>	~昭和37年6月30日
		<p>上記内容が削除され、相続放棄をした者は、その相続に関して初めから相続人でなかったものとみなされる、と改正された。</p> <p>※相続放棄は代襲原因ではないので、放棄者の子は放棄者を代襲して相続することはできない。</p> <p style="text-align: right;">[民法第939条]</p>	昭和37年7月1日~
た行	だいしゅうそうぞく 代襲相続	<p>相続人となるべき子又は兄弟姉妹が一定の事由（相続開始以前の死亡など）により相続権を失った場合には、その者（被代襲者）の子がその者の受けるはずだった相続分を被相続人から直接相続すること</p> <p>被代襲者：被相続人の子（直系卑属）または兄弟姉妹</p> <p>※被代襲者（相続人となるべき者）の相続開始以前の死亡、相続欠格や廃除による相続権の喪失が代襲相続の発生要因となる。</p> <p>※相続放棄をした場合、相続放棄は代襲原因とならないため、相続放棄した者の直系卑属は代襲相続が認められていない。</p> <p style="text-align: right;">[民法第887条2項、第901条]</p>	
		<p>【被代襲者が被相続の子の場合】</p>	

索引	用語	解説	適用期間
	さいだいしゅう 再代襲	<p>被代襲者の子も代襲相続権を失った場合には、被代襲者の子の直系卑属が代襲相続すること</p> <p style="text-align: center;">[民法第887条3項]</p> <p>【被代襲者が被相続人の子の場合】</p> <p>被相続人の孫（被代襲者の子）も相続権を失ったときには直系卑属に再代襲する。</p>	
		<p>【被代襲者が被相続人の兄弟姉妹の場合】</p> <p>被相続人の甥・姪も相続権を失ったときには甥・姪の直系卑属に再代襲する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> 相続人 (存命) 死亡 相続人以外 (存命) </div>	<p>昭和 23 年 1 月 1 日～ 昭和 55 年 12 月 31 日</p>

索引	用語	解説	適用期間
		<p>【被代襲者が被相続人の兄弟姉妹の場合】 被代襲者が被相続人の兄弟姉妹の場合は再代襲はない。（兄弟姉妹の子（被相続人の甥・姪）まで）</p>	昭和56年1月1日～
	<p>たんじゆんしやうにん 単純承認</p>	<p>被相続人の相続財産を無条件で相続すること ※単純承認すると、その相続人は、被相続人のプラスの財産（資産）だけでなく、マイナスの財産（負債）もすべて継承する。 [民法第915条、第920条]</p>	
	<p>ほうていたんじゆんしやうにん 法定単純承認</p>	<p>相続人が相続財産を処分した場合や、相続開始を知った時から原則3カ月以内（熟慮期間）に相続放棄または限定承認の手続きを行わない場合、単純承認したものとして扱われる制度のこと ※法定単純承認が成立すると、それ以降は限定承認や相続放棄ができなくなる。 [民法第921条]</p>	
	<p>ちやくしゆつし 嫡出子</p>	婚姻関係にある男女間に出生した子のこと	
	<p>ちよつけいそんぞく 直系尊属</p>	<p>父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母などのこと ※「直系」とは世代を直上または直下した形でつながる関係で、「尊属」とは自分よりも前の世代にある血族のことをいう。</p>	
	<p>ちよつけいひぞく 直系卑属</p>	<p>子、孫、ひ孫などのこと ※「直系」とは世代を直上または直下した形でつながる関係で、「卑属」とは自分よりも後の世代にある血族のことをいう。</p>	
	<p>てんせき 転籍</p>	<p>本籍を別の場所に移すこと ※筆頭者以外で転籍前にすでに除籍となっている者は、転籍後の戸籍に記載がされないので注意する。</p>	

索引	用語	解説	適用期間
	どうじしぼう すいてい 同時死亡の推定	死亡の時期の先後関係が不明な場合は、同時に死亡したものとして扱うこと ※同時に死亡したものは相続人になることができないが、代襲相続は発生する。 [民法第32条の2]	
	とくべつようし 特別養子	実親との親子関係を終了し、養親との親子関係をつくるという縁組における養子のこと ※養親との間にのみ相互に相続権を有する。 [民法第817条の9]	
な行	にゅうせき 入籍	新たに既存若しくは新設の戸籍に入ること、又はある者が現に在籍している戸籍から除籍されてほかの戸籍に入ること 【入籍の例】 ・出生子が父母又は母の戸籍に入る場合 ・養子が養親の戸籍に入る場合 ・婚姻によって新戸籍に入る場合 など	
	にゅうふこんいん 入夫婚姻	女子でもって戸主の地位にあるものを女戸主といい、その女戸主が家を出ないで、夫が妻の家に入る形の婚姻のこと ※婚姻後、入夫が妻に代わって戸主となるか、妻が引き続き戸主となるかは選択できる。	明治31年7月16日～ 昭和22年5月2日 (旧民法)
	にんち 認知	非嫡出子をその父親が自分の子であることを認め、法律上の親子関係を発生させること ※父親側から認知する方法と、子どもの側から家庭裁判所の認知調定申立てによって認知させる方法がある。 [民法第779条]	
は行	ひちやくしゆつし 非嫡出子	婚姻関係にない男女間に出生した子のこと ※平成25年9月4日以前の相続分：嫡出子の1/2 平成25年9月5日以後の相続分：嫡出子と同等 ※平成13年7月1日から平成25年9月4日までに相続が開始した事案の取り扱いについては法務省HPを参照する。 (法務省HP) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00143.html	

索引	用語	解説	適用期間
	ひつとうしや 筆頭者	戸籍の一番初めに記載されている人物のこと ※戸籍の編製単位が家であったときは「戸主」という。戸主は死亡すると家督相続届出などで次の戸主へ変更するが、筆頭者は死亡しても筆頭者のままである。	
	ふくせき 復籍	離婚により復氏したものが、婚姻前の戸籍に戻る こと ※復籍する戸籍がすでに除籍となっている場合など復籍できない場合もある。	
	ふつうようし 普通養子	実親との親子関係を存続したまま、養親との親子関係をつくるという縁組における養子のこと ※実親及び養親とも相互に相続権を有する。	
	ぶんけとどけで 分家届出	本家と呼ばれる嫡男家系の家から分かれ、戸主の同意を得て、新たに家を設立すること	明治31年7月16日～ 昭和22年5月2日 (旧民法)
	ぶんせき 分籍	戸籍の筆頭者とその配偶者以外で成年に達している者が、現在の戸籍を抜けて新しい戸籍を作り、自らが戸籍筆頭者となること	
	へんせい 編製	戸籍を新しくつくること 【新戸籍編製の例】 ・婚姻の届出（既に筆頭者である者が、自己の氏を称して婚姻する場合を除く） ⇒夫婦の戸籍が編製される。 ・母が戸籍の筆頭者でない非嫡出子（母の氏を称する子）の出生届 ⇒母子の戸籍が編製される。	
	ほうていそうぞくにん 法定相続人	民法で定められた相続人のこと ※被相続人の配偶者は常に相続人となる。 [民法第887条、第889条]	
	ほうていそうぞくぶん 法定相続分	共同相続人が取得する相続財産の民法に定められた相続割合のこと [民法第900条]	
	ほんせきち 本籍地	戸籍の所在場所のこと ※住所と一致する場合もあるが、住所とは別のものである。住所地を調べるときには戸籍の附票も併せて取得する。	

索引	用語	解説	適用期間
ら行	リコン 離婚	婚姻関係を解消すること ※夫婦の話し合いによる協議離婚や調停離婚、裁判離婚がある。離婚すると戸籍の筆頭者でないものは従前に名乗っていた氏に戻り(復氏)、子どもたちについてはそのまま留まる。	
	しょう 77条の2届出	離婚後に復氏せずにそのまま同じ氏を称する届出のこと ※戸籍法第77条の2に定められていることから「77の2」、「77条の2届出」などと呼ばれる。 [民法第767条2項]	

(2) 旧漢数字一覧表

読み	旧漢数字	漢数字
れい		〇、零
いち	壹、壹	一
に	弍、貳	二
さん	参	三
よん、し	肆	四
ご	伍	五
ろく	陸	六
しち、なな	柒、漆、質	七
はち	捌	八
きゅう、く	玖	九
じゅう	拾、壹拾	十
ひゃく	佰、陌	百
せん	仟、阡	千
まん		万

変体仮名の探し方

戸籍に記載された変体仮名を探す際には、以下のような書籍やウェブページが参考になります。

① 「情報管理」誌 2015年9月号 Vol.58 No.6

p438 - p446 変体仮名のこれまでとこれから 情報交換のための標準化

https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/58/6/58_438/article-char/ja/

② 文字情報基盤データベース

<https://mojikiban.ipa.go.jp/1bf7a30fda/data/MJH>

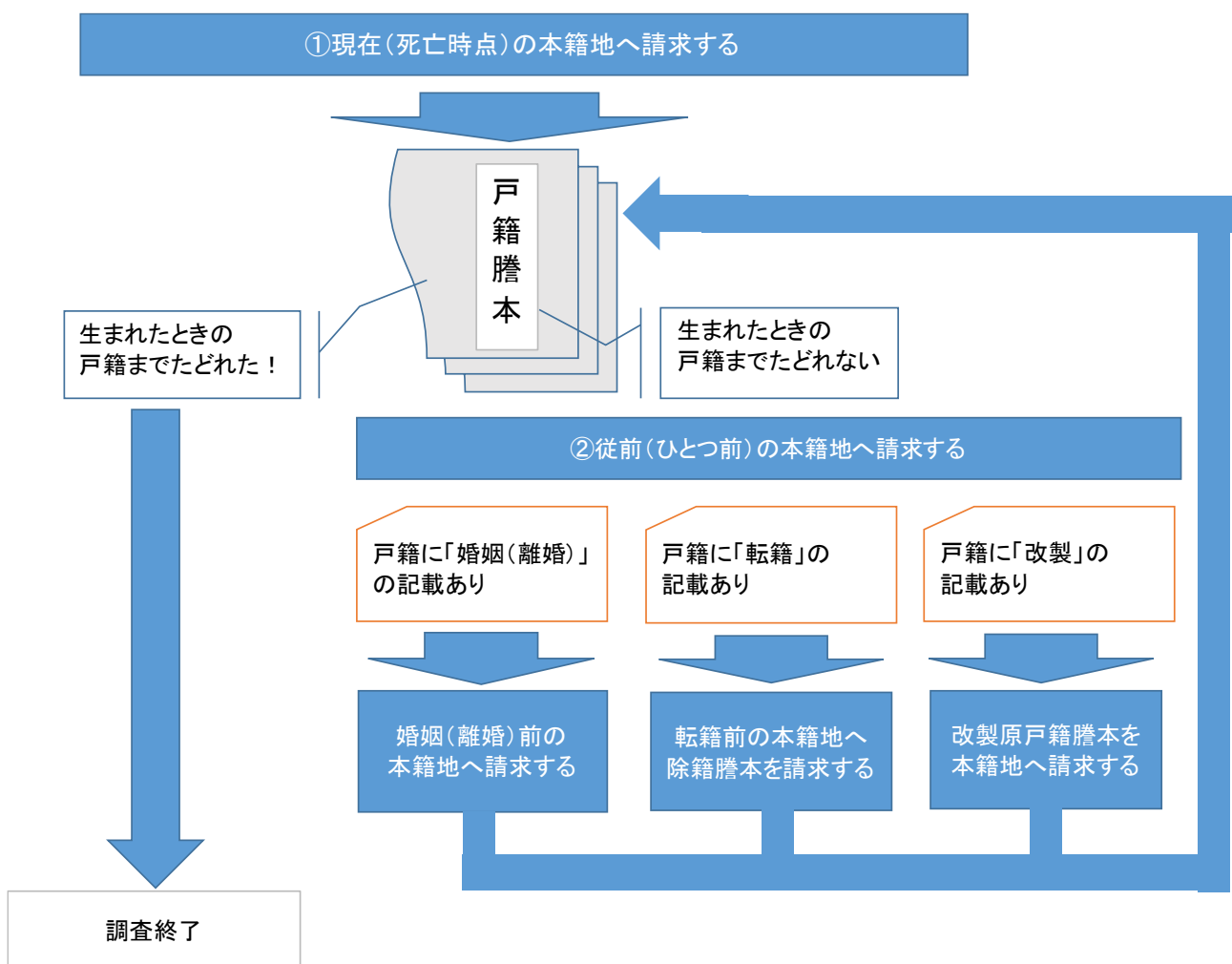
3 年代別における戸籍謄本の様式の解説

戸籍には、生まれてからの身分事項（出生、婚姻など）が記録されています。

ただし、婚姻などにより新しい戸籍を作ったり、本人に異動がなくても法律の改正（明治・大正・昭和改製）や戸籍簿のコンピューター化（平成改製）などにより戸籍が改製（書き換え）されたりすることがあるため、一つの戸籍では全ての記録が確認できません。

つまり、「生まれてから亡くなるまでの戸籍」を必要とする場合は、その方の現在の戸籍だけではなく、出生時まで全ての戸籍を順にたどって集めるといったこととなります。婚姻や離婚、又は他の戸籍届出によって本籍を移していたりすると、順に市区町村をたどっていかねばなりません。

(1) 戸籍のたどり方



①現在の本籍地へ請求する

全ての戸籍を集めるためには、新しい戸籍から古い戸籍の順に遡っていく方法が確実です。まず始めに、最終（亡くなったとき）の本籍地へ戸籍の全部事項証明書（謄本）を請求してください（本籍地が分からない場合は亡くなった時の住所地で本籍入りの住民票を取得し確認することが出来ます。）。

出生時からずっと同じ市区町村に本籍地があった人は、この請求で全ての戸籍を集めることができます。もし生まれたときの戸籍までたどれなかった場合は、②の手順に進むことになります。

② 従前（ひとつ前）の本籍地へ請求する

・婚姻や離婚で本籍が他市区町村へ移っている場合

婚姻や離婚などで本籍を異動している人の場合は、氏名欄の近くに、「～と婚姻（離婚）、△△県△△市××町〇〇番地 **戸籍から入籍」といった記述があります。これは、「婚姻（離婚）によって△△県△△市××町〇〇番地の筆頭者**の戸籍から移った」ということを表しています。

そのため、次は婚姻（離婚）前の本籍地（△△県△△市）へ、戸籍を請求することとなります。

・転籍で本籍を他市区町村へ移している場合

転籍（本籍を移すこと）により本籍を移している人の場合は、その戸籍のはじめの方に、「△△県△△市××町〇〇番地から転籍届出」といった記述があります。これは、「転籍によって△△県△△市××町〇〇番地から戸籍を移した（筆頭者は変わりません。）」ということを表しています。

この場合は、転籍前の本籍地へ除籍謄本を請求してください。

・戸籍が改製されている場合

従前の本籍がどこにも書かれていない場合は、その戸籍の最初に、「改製」という文言がないかどうか確認してください。もし「〇年×月△日改製」という記述があるときは、「〇年×月△日にその戸籍が改製された」ということを表しています。

この場合、同じ本籍地に改製前の戸籍がありますので、「改製原戸籍謄本」を請求してください（筆頭者が変わっている場合もあるため注意）。生まれたときの戸籍に遡れるまで、②の手順を繰り返すことになります。

このように戸籍を新しい方から順にたどっていくことで、その方の「生まれてから亡くなるまでの戸籍」を全て集めることができます。

(2) 戸籍等の見方のポイント [以下、神戸市ホームページを基に作成]

埼玉太郎さんの例を基に、出生から死亡までの戸籍謄本等の取り寄せ方と戸籍について解説します。

I. 現在戸籍（コンピューター化戸籍）・・・埼玉太郎さんの死亡時の戸籍

- ・まず、最初は死亡時点の戸籍を本籍地の市区町村に請求します。その後、その戸籍から出生までを遡って戸籍謄本等を請求します。

		全部事項証明
①	本籍	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
②	氏名	埼玉 太郎
③	戸籍事項 戸籍編製	【改製日】平成17年3月19日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
	戸籍に記載されている者	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">除籍</div> 【名】太郎 【生年月日】昭和15年12月15日 【父】埼玉 健二 【母】埼玉 立子 【続柄】長男
④	身分事項 出生	【出生日】昭和15年12月15日 【出生地】富山県富山市 【届出日】昭和15年12月22日 【届出人】父
	婚姻	【婚姻日】昭和45年7月15日 【配偶者氏名】摩耶 花子 【従前戸籍】富山県富山市牛島新町11番地 埼玉 健二
	死亡	【死亡日】平成21年9月9日 【死亡時分】午前9時52分 【死亡地】埼玉県さいたま市浦和区 【届出日】平成21年9月10日 【届出人】親族 埼玉 一郎
	戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和19年10月14日 【父】摩耶 山男 【母】摩耶 海江 【続柄】三女
	身分事項 出生	(省略)
	婚姻	【婚姻日】昭和45年7月15日 【配偶者氏名】埼玉 太郎
	配偶者の死亡	【従前戸籍】埼玉県浦和市高砂三丁目12番24号 摩耶 山男 【配偶者の死亡日】平成21年9月9日
⑤		以下余白
	発行番号	

【I. の戸籍の説明】

① 本籍

② 筆頭者（死亡しても変わりません）

③ 戸籍事項（戸籍の編製事由、編製日など）

- ・ 埼玉太郎さんのこの戸籍は、平成 17 年コンピューター化による改製（作り替え）をしています。
- ・ 転籍（本籍の異動）により、編製された場合は、この欄に転籍日と従前本籍地が記載されています。

④ 太郎さんの身分事項欄（出生、婚姻などの事実発生日など）に死亡記載がありますので、この戸籍が、太郎さんの死亡時の戸籍となります。

⑤ この戸籍が編製された平成 17 年 3 月 19 日以前に除籍になった人（筆頭者を除く）は、記載されません。

II. 平成改製原戸籍（埼玉太郎さんの婚姻時の戸籍）

- ・ I. の戸籍（コンピューター化戸籍）の改製前の戸籍です。この戸籍の埼玉太郎さんの身分事項欄を見ると、「昭和 45 年・・摩耶花子と婚姻・・富山市・・埼玉健二戸籍から入籍」とありますので、この戸籍の前の戸籍（婚姻前の戸籍）は、本籍が、「富山市牛島新町 11 番地」、筆頭者は「埼玉健二」であることがわかります。

身分事項欄										戸籍事項欄			
<p>出生事項（省略）</p> <p>昭和四拾五年七月拾五日埼玉太郎と婚姻届浦和市高砂三丁目 吉拾貳番貳拾四号摩耶山男戸籍から入籍③</p>										<p>昭和四拾五年七月拾五日富山市で出生・・（以下省略）</p> <p>昭和四拾五年七月拾五日摩耶花子と婚姻届出富山市牛島新町十一番地 埼玉健二戸籍から入籍③</p>			
<p>昭和四拾七年八月九日神戸市墨水区にて出生・・（以下省略）</p> <p>平成拾五年六月七日須磨桜子と婚姻届出同月拾日さいたま市長から 送付さいたま市浦和区高砂二丁目三番に夫の氏の新戸籍編製 につき降籍②</p>										<p>婚姻の届出により昭和四拾五年七月拾五日 編製①</p>			
<p>昭和四拾九年拾月拾四日</p>										<p>埼玉 太郎</p>			
<p>妻 花子</p>										<p>夫 太郎</p>			
<p>母 埼玉 太郎</p>										<p>母 埼玉 健二</p>			
<p>父 花子</p>										<p>父 立子</p>			
<p>男長</p>										<p>男長</p>			
<p>昭和四拾七年八月九日</p>										<p>埼玉 太郎</p>			

改製原戸籍

平成六年法律第五十一号附則第二項による
改製につき平成拾七年参月拾九日消滅

【Ⅱ. の戸籍の説明】

- ① 戸籍事項欄を見ると、婚姻により昭和45年7月に新戸籍を編製したことが記載されています。（この欄に「昭和〇〇年〇月〇日兵庫県明石市〇〇町・・・より転籍」と記載があれば、明石市から転籍（本籍の異動）していることとなりますので、この前の戸籍は転籍前の明石市に請求します。）
- ② この戸籍（昭和45年7月編製）には、太郎さんの身分事項欄に「出生事項」が記載されていますが、出生時に記載されたものではありません。「一郎さん」の出生事項は、出生時に記載されたものとなります。
- ③ 「身分事項欄」のうち、「婚姻事項」には、「婚姻日」及び「夫婦については、従前本籍」が、「子については、婚姻後の新本籍」が記載されます。
- ④ この戸籍の改製後の戸籍（Ⅰ.の戸籍（コンピューター化戸籍））には、改製時点（平成17年3月19日）で既に除籍されている人（この戸籍の場合は長男の一郎さん）は、記載されないこととなります。

Ⅲ. 除籍謄本（埼玉太郎さんの婚姻前の戸籍）

- ・Ⅱ. の戸籍を見て、婚姻前本籍地の富山市に請求した、「太郎さんの婚姻前の戸籍」です。この戸籍には、婚姻事項が記載されていますので、太郎さんの妻が花子さんということはわかりますが、子供の一郎さんの名前は、この戸籍では確認できません。また、戸籍が改製されている場合もありますので、除籍謄本の請求時に、併せて改製原戸籍を請求しておく必要があります。

①										②																			
出生事項（省略） 婚姻事項（省略） 婚姻解消（夫死亡による）事項（省略） 昭和六拾貳年貳月六日午前五時神戸市中央区で死亡同月七日親族埼玉太郎届出同月九日同区長から送付除籍③										出生事項（省略） 婚姻事項（省略） 死亡事項（省略）										昭和参拾貳年法務省令第貳拾七号により改製昭和参拾六年七月八日同所同番地埼玉吾郎戸籍から本戸籍編製④ 昭和六拾貳年貳月九日消除④									
																				昭和拾五年拾貳月拾五日日本籍で出生・・・（以下省略） 昭和四拾五年七月拾五日藤那花子と婚姻届出同月貳拾貳日浦和市長から送付浦和市長高砂三丁目拾五番一号に夫の氏の新戸籍編制につき除籍④									
父 埼玉 健二 母 立子 男長										父 丙山 忠治 母 夏子 女長										父 埼玉 常一 母 はな 男二									
出生 昭和拾五年拾貳月拾五日 太郎										出生 大正五年拾貳月拾八日 子										出生 明治四拾四年八月参拾日 健二									
本籍地 富山市牛島新町十一番地										本籍地 富山市牛島新町十一番地										本籍地 富山市牛島新町十一番地									
氏名 太郎										氏名 子										氏名 健二									

【Ⅲ. の戸籍の説明】

- ① 埼玉太郎さんの身分事項欄を見てみると、「出生事項」と「婚姻事項」が記載されています。「婚姻後の新本籍」が「浦和市」であることがわかります。
- ② ①で、埼玉太郎さんの出生事項はありますが、②の戸籍事項欄の中で、「昭和32年法務省令に・・・昭和36年7月8日に編製」とありますので、出生年月日より後にこの戸籍ができたことがわかりますので、これより前の戸籍があることになります。
- ③ この戸籍の改製前の戸籍、「改製原戸籍」は、同じ本籍地（富山市）にあります。

IV. 改正原戸籍 (埼玉太郎さんの出生時の戸籍)

本籍 富山市牛島新町十一番地 本籍ニ於テ出生父埼玉常一居出... (以下略) 大正四年八月四日前戸主常一死亡ニ因リ家督相続届出同年拾貳月老日受附 神奈川県高座郡茅ヶ崎町老方式千六百八拾四番地ヨリ転籍届出昭和七年八月拾参日受附入籍 西宮ノツチ七番届出昭和拾肆年貳月参日受附 昭和参拾五年六月拾四日午前参時拾五分富山市牛島新町拾壹番地で死亡 同居の親族... (以下省略) 昭和参拾貳年法務省令第貳拾七号により昭和参拾六年七月八日日本戸籍改製 昭和参拾貳年法務省令第貳拾七号により昭和参拾六年拾貳月老日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除									
出生事項 (省略) 婚姻事項 (省略) 夫の死亡事項 (省略) 死亡事項 (省略)					出生事項 (省略) 婚姻事項 (省略) 夫の死亡事項 (省略) 死亡事項 (省略)				
弟 健二 出生 明治四年八月参拾日					母 是名 出生 明治貳拾年拾貳月拾八日				
父 埼玉常一 母 はな 男二					父 芦屋 忠治 母 夏子 女長				
主 戸 前 埼玉常一 出生 明治四年七月拾八日					主 戸 埼玉吾朗 出生 明治四年七月拾八日				

富山市牛島新町百壹番地ノ主西宮一太郎ニ女昭和拾年貳月参日埼玉吾朗と婚姻届出同日入籍 夫の死亡事項 (省略)									
出生事項 (省略) 婚姻事項 (省略) 昭和参拾六年七月八日夫とともに除籍									
出生事項 (省略) 婚姻事項 (省略) 夫の死亡事項 (省略) 死亡事項 (省略)					出生事項 (省略) 婚姻事項 (省略) 夫の死亡事項 (省略) 死亡事項 (省略)				
父 埼玉健二 母 立子 男長					父 西宮 一太郎 母 ひで 女二				
妻の弟 立子 出生 大正五年拾貳月拾八日					妻 みつ 出生 明治四年五年拾月拾四日				

【IV. の戸籍の説明】

- ① この戸籍は、戸主制度の時代の戸籍ですので、夫婦と子ども以外の続き柄の人も記載されています。
- ② 戸籍事項欄を見ると、昭和7年に転籍によりこの戸籍が富山市で編製されています。
- ③ 埼玉太郎さんの「身分事項欄」にある「出生事項」は、出生したのが昭和15年で、この戸籍の編製時（昭和7年）より後ですので、これが出生時の戸籍となります。

【戸籍の流れ】

1. この例での埼玉太郎さんの、出生から死亡までの戸籍は、全部で「Ⅰ」～「Ⅳ」の4種類となります。
2. 「Ⅰ」の戸籍では花子さんが健在ですので、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」となります。
3. この間に、転籍（本籍の異動）、離婚→婚姻、などがあった場合は、そのたびごとに戸籍が編製されることになります。ただし、同一市区町村内の転籍や、筆頭者が離婚し再婚する場合は、戸籍は新たに編製されません。
4. 戸籍は、法改正により、現在、戸籍（除籍されてから150年）の中では、改製（戸籍の作り直し）が二度行われています。
5. 市区町村によって時期が異なりますが、昭和32年の法務省令による改製は、3代戸籍を廃止し、2代戸籍（夫婦と子供のみで編製→現在も同じ）となりました（「Ⅳ」→「Ⅲ」）。
6. 平成6年の法改正による改製は、コンピューター化により、横書きの様式に変更されました（「Ⅱ」→「Ⅰ」）。（現在も、まだコンピューター化がされていない市区町村があります。）
7. 改製前の戸籍を「改製原戸籍（かいせいげんこせき、又は、かいせいほらこせき）」と言います。
8. 改製時に除籍になっている人（死亡や婚姻などによる）は、改製後の戸籍には記載されません。
9. 改製では、本籍は変わりませんが、婚姻や転籍によって、本籍が変わる場合があります。その場合は、その前の本籍を確認して、それぞれの本籍の市区町村へ戸籍謄本を請求することになります。

(3) 戸籍制度の沿革

[以下、令和2年戸籍研修教材（東京法務局）から抜粋。【ポイント】は埼玉県空き家対策連絡会議専門部会研修資料「所有者の探索について」埼玉司法書士会より抜粋。]

① 明治前の戸籍

我が国における身分登録制度の歴史は、古く王朝時代にまで遡るといわれています。全国統一の近代的身分登録制度は、現在の戸籍制度の先駆ともいべき明治5年式戸籍によって始まりました。

② 明治5年式戸籍（壬申戸籍）（「戸籍法」明治4年4月4日太政官布告第170号、明治5年2月1日施行）

- ア 主目的としては、人口調査の統計資料及び国民の世帯を単位とする住所登録であり、副次的目的として身分登録の性質を有していました。
- イ 戸籍の編製は、原則として明治5年2月1日を基準にして検査編製するものとされ、おおむね同年中に整備されました。
- ウ 戸籍簿は、町村単位で編製され、町村内の屋敷を単位に定められた屋敷番号（何番屋敷）順に編綴されました。
- エ 戸籍の編製単位は「戸」であり、戸は、戸主と家族とで構成された現実の生活共同体としての世帯でした。
- オ 戸籍には、一定の序列に従い戸の総人員の姓名、年齢、戸主との続柄、身分関係の取得事由等の身分関係のみでなく、族称（華族、士族、平民等の別）、職業、寺、氏神等も記載され、戸主については、印鑑も登録されていました。
- カ 明治5年式戸籍（壬申戸籍）は、後に制定された明治31年戸籍法、大正3年戸籍法等に基づいて改製原戸籍又は除籍となり、その保存期間の満了によって破棄されました。法務省は、社会的背景を踏まえ、廃棄手続が取られた同戸籍については、賤称等の記載の有無にかかわらず、法務局若しくは地方法務局又は市町村において何人もこれを閲読できないよう厳重に包装封印して保管するよう指示しており（昭和43年3月29日付民事甲第777号民事局長通達）、以後、この取扱いが徹底されています。

【ポイント】

明治5年式戸籍（壬申戸籍）

<明治5年2月1日～明治19年10月15日>

- ・明治5年2月1日戸籍法施行による全国統一の身分登録制度
- ・住所を基本として戸（家）ごとの戸口調査を目的

→徴税、徴兵等の基礎資料

- ・本籍、氏名、性別、続柄、身分関係、族称（華族・士族・平民）、宗旨、家屋敷、氏神、前科等を記載

※賤称（穢多・非人）は制度的に記載を要しなかったが、記載されたものが存在していた。

③ 明治19年式戸籍（「戸籍取扱手続」明治19年10月16日内務省令第22号、「戸籍登記書式等」同訓令第20号、明治19年12月1日施行）

- ア 戸籍を整備するための戸籍制度の改革と戸籍の様式の改正がされ、形式的手続としては、明治4年戸籍法の細則である内務省令及び同訓令の制定の形を採って行われました。
- イ 明治5年式戸籍の様式を改正しました。
- ウ 除籍簿の制度が新設されました。
- エ 報告的届出事項について届出期間、違反者に過料の制度が新設されました。
- オ 戸籍副本の制度が新設されました。
- カ 戸籍目録・除籍目録等の目録の制度が新設されました。

【ポイント】

明治19年式戸籍＜明治19年10月16日～明治31年7月15日＞

- ・様式改正、編成単位が戸である点は、明治5年式と同じ
- ・本籍、前戸主、戸主、続柄、身分関係、族称等を記載

④ 明治31年式戸籍（「戸籍法」明治31年法律第12号、「戸籍法取扱手続」同年司法省訓令第5号、明治31年7月16日施行）

- ア 旧民法の親族・相続編（明治31年法律第9号）が施行され、同時に民法の附属法としての戸籍法が施行されました。この戸籍法によって、戸籍は、従来の行政的・戸口調査的性格が除かれ、純粹に司法的な身分関係の登録・公証制度へとその性格を変えました。
- イ 戸籍の編製単位は、家であり、家の構成員は、戸主と家族でした（旧民732）。戸主の交替によって戸籍が編製され、入家、去家をもって入籍、除籍の原因とされました。
- ウ 戸籍の表示は、本籍と戸主の氏名、本籍は地番号（住所でなくても差し支えない。）によって表示されました。
- エ 戸籍のほか身分に関する公文書として身分登記簿が設けられました。
- オ 戸籍事務の所管庁が内務省から司法省に移されることにより、戸籍副本は地方裁判所に保管されることとなり、戸籍届書類は区裁判所に保存されることになりました。
- カ 戸籍事務は、戸籍吏が戸籍役場において行うものとされ、戸籍吏には市町村長が、戸籍役場には市町村役場が充てられました。

【ポイント】

明治31年式戸籍＜明治31年7月16日～大正3年12月31日＞

- ・旧民法の施行に基づく改正
- ・戸籍簿の公開制度を採用
- ・身分登記簿制度の導入

- ・本籍、前戸主、戸主、家族の氏名、出生年月日、戸主の族称、続柄、戸主・家族になった原因等を記載
- ・相続の形態
 - 家督相続～戸主の死亡、隠居により開始する相続
 - 遺産相続～戸主以外の家族の死亡により発生した相続
 - 相続順は、直系卑属（子）、配偶者、直系尊属（親）、戸主の順

⑤ 大正4年式戸籍（「戸籍法」大正3年法律第26号、「戸籍法施行細則」大正3年司法省令第7号、大正4年1月1日施行）

基本的に、「家」中心主義の明治31年式戸籍と同一ですが、次の事項が改正されました。

- ア 身分登記簿の制度が廃止されました。
- イ 除籍についても副本制度が設けられました。
- ウ 戸籍、除籍の副本を監督区裁判所で保存することに改められました。
- エ 戸籍事務管掌者を戸籍吏から市町村長に改め、戸籍事務を処理する場所を戸籍役場から市役所又は町村役場に改められました。
- オ 戸籍の様式が改められました。
- カ 大正3年戸籍法施行前に使用されていた従前の戸籍（明治19年式、明治31年式）は、市区町村の実情に応じて改製することとされ、市町村によっては、大正4年式戸籍のほかに、明治31年式戸籍、明治19年式戸籍を使用していたところもありました。

これらのうち、明治19年式戸籍については、昭和22年11月13日司法省訓令第4号「明治19年戸籍の改製に関する訓令」により、同年12月31日までに大正4年式戸籍に改製しなければならないものとされました。

【ポイント】

大正4年式戸籍＜大正4年1月1日～昭和22年12月31日＞

- ・身分登記簿廃止による戸籍の一元化のための改正
- ・基本的には、明治31年式戸籍と同じ
- ・族称の記載につき一部変更
 - 戸主が華族・士族であるとき、家族が戸主と族称を異にする場合のみ記載
- ※ 謄抄本交付にあたっては、族称の記載は謄写されない。
- ※ 「私生子」「庶子」の文字は、父母との続柄欄では「男」「女」と引き直す。

⑥ 日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律（昭和22年法律第74号、同年5月3日施行、以下「応急措置法」という。）の施行に伴う戸籍の取扱い

応急措置法によって、民法中の戸主、家族その他、家に関する規定は適用されないことになり、家督相続も行われなくなりました。しかしながら、戸籍については、当時

使用している戸籍を応急措置法下の戸籍として使用することとなり、特別の変更はありませんでしたが、用語については、「戸主」を「戸籍ノ筆頭ニ記載シタル者」と、「家族」を「戸籍ノ筆頭ニ記載シタル者以外ノ者」と、「一家創立」を「新戸籍編製」と読み替えるなどの種々の必要な手当てがされました（昭和22年12月31日まで施行）。

【ポイント】

応急措置法の施行時（昭和22年5月3日）

→S22年4月16日民甲第317号による読み替え

- ・「家」→「戸籍」
- ・「戸主」→「戸籍の筆頭に記載した者」
- ・「家族」→「戸籍の筆頭に記載した者以外の者」
- ・「一家創立」→「新戸籍編成」
- ・「入夫婚姻又は婿養子縁組の場合」→「妻が夫の戸籍に入るべき場合」
- ・相続の形態
 - （1）相続の原因
「死亡相続」だけになり、「家督相続」は廃止。
 - （2）相続人
配偶者は常に相続人となる。
順位は直系卑属（子）、直系尊属（親）、兄弟姉妹（代襲相続なし）の順。

⑦ 現行戸籍法（「戸籍法」昭和22年法律第224号、「戸籍法施行規則」同年司法省令第94号、昭和23年1月1日施行）

ア 現行戸籍法は、昭和22年法律第222号によって民法の親族編及び相続編が全面改正され、家の制度が廃止されたことに伴って同年法律第224号によって全面改正されました。また、戸籍は、従来の戸籍が戸主を中心とする家の登録であったものを、一組の夫婦と同氏の子を基本単位として編製する国民各個人の身分を登録・公証する公簿となりました。

イ 従前の戸籍（旧法戸籍）の改製については、改製の時期を新法施行後、10年を経過したときと定め、その間については、旧法戸籍は新法の規定による戸籍とみなしました（戸附則3）。

改製作業は、昭和32年法務省令第27号により、以下の項目により進められました。

- (ア) 現行戸籍法の定める編製基準に反するものは、新戸籍を編製する（同省令第5条第1項）。
- (イ) 旧法戸籍のうち、現行戸籍法第6条及び第14条の各規定に合致しているものは、改製した旨の記載をする（同省令第4条第1項）。
- (ウ) 旧法様式の戸籍を、現行法の戸籍用紙を用いて編製替えする（同省令第4条第2項、第5条第2項）。

その結果、改製は、第1次改製（(ア)強制改製・(イ)簡易改製）と第2次改製（(ウ)任意改製）の2段階に分け行われ、昭和41年3月末日までに改製作業が完了しました。

なお、この改製については、実務上、昭和改製と呼ばれています。

ウ 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例

「戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成6年法律第67号、平成6年12月1日施行）の施行に伴い、戸籍法第118条から第120条が新設されました。その第118条により、法務大臣の指定を受けた市区町村長は、法務省令の定めるところにより、戸籍事務の全部又は一部を電子情報処理組織（コンピューター）によって取り扱うことができるようになり、戸籍及び除籍は、磁気ディスクをもって調製されることとなりました（戸籍法第119条）。

なお、この改製は、平成6年法務省令第51号附則第2条第1項に基づき実施され、実務上、平成改製と呼ばれています。

エ 戸籍事務へのマイナンバー制度導入に伴う戸籍法改正

平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が成立し（平成27年10月施行）、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）が導入されることになりました（平成28年1月からマイナンバー制度の運用開始）。

戸籍事務においても平成26年10月からマイナンバー制度導入に向けての検討が行われ、令和元年5月24日「戸籍法の一部を改正する法律」（令和元年法律第17号）が成立し、同月31日に公布されました。

同年6月20日付けで、法務局又は地方法務局長（その支局長を含む。）及び市区町村長の調査権等についての規定の改正が行われ（令元. 6. 20民一286通達）、令和2年5月31日には戸籍法第24条、第44条及び第87条第2項が改正されています（令和元年法律第17号附則第1条の2）。

また、令和5年5月31日までは、社会保障関係の行政手続や戸籍届出の際の戸籍謄抄本の添付省略、本籍地以外での戸籍謄抄本の発行、戸籍電子証明書の発行、戸籍届書の電子化等が予定されています（同附則第1条の5）。

【ポイント】

現行戸籍法（昭和23年1月1日～）

- ・ 戸籍の編製単位「家」→「夫婦及びこれと氏を同じくする子」
- ・ 戸籍の改製

新法施行後10年を経過したときは改製することとし、その間は新法による戸籍とみなされ、改製作業は昭和41年に全部完了

- ・ 相続の形態は遺産相続だけに
- ・ 配偶者は常に相続人になり、他の相続人と同順位
- ・ 兄弟姉妹の代襲相続に制限なし（甥姪以下も相続可能）

現行相続法（昭和23年1月1日～）

- ・ 相続の形態は遺産相続だけに
- ・ 配偶者は常に相続人になり、他の相続人と同順位
- ・ 兄弟姉妹の代襲相続に制限なし（甥姪以下も相続可能）

昭和37年改正

- ・ 同時死亡の推定制度の新設
- ・ 代襲相続制度の見直し
- ・ 相続の限定承認・放棄の見直し
- ・ 特別縁故者への財産分与制度の新設
- ・ 非嫡出子の相続分の削除

昭和55年改正

- ・ 配偶者相続分の引き上げ
- ・ 寄与分制度の新設
- ・ 代襲相続制度の見直し（兄弟姉妹の代襲相続の制限）
- ・ 遺留分の見直し

昭和62年改正

- ・ 特別養子制度の新設

平成25年改正

- ・ 非嫡出子の相続分の削除

◆ 戸籍の保存期間

現在：除籍簿の保存期限は、保存期間開始年度の翌年から150年

※従前は80年とされていましたが、平成22年の戸籍法施行規則の一部改正により既に保存期間が経過している除籍等で廃棄決定していないものについては、同様に150年保存することとされ、市区町村が廃棄決定したものであったものも、廃棄処分を留保して保管しているものについては、廃棄決定を取り消し、150年保存することとされました。（戸籍法施行規則第5条第4項）

◆ 戸籍取得の法的根拠について

地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、当該事務の種類及び根拠法令の条項並びに利用目的等を明らかにした上で、戸籍謄本等の交付の請求をすることができます（戸籍法第10条の2第2項）。

明治五年式戸籍

		四十四番屋敷居住		有
		士族		父故高知藩士族 甲野義一亡
		天保八酉年		四月十七日生
		天保十一子年		故高知藩士族乙野善一亡
		八月五日生		妻
		万延元申年		長女
		六月十八日生		榎子
		元治元子年		長女
		十二月五日生		二女
		慶応四辰年		長男
		五月十二日生		甲野 一太郎
		明治五申年		三女
		九月十六日生		百合子
		弘化元辰年		当眞士族久川乙吉 姉
		六月十二日生		妻
		戊九月廿一死亡		妻
		安政三辰年		実当眞士族丙野寛之進三男附籍
		四月廿六日生		双方照談ヲ以附籍
		子六月平民籍差入分家為仕度		丙野 三郎
		願同月十三日御聽許		
		合		男 三人
		女		五人
		氏神開口社		
		祭祀確式		

明治一九年式戸籍

滋賀県滋賀郡大津新町第拾五番屋敷	平民	前戸主	妻 小川 とよ
明治廿七年八月拾参日同村二千七百八十五番地平民 平林由五郎長男入籍同日相続	戸主	小川 初五郎	明治六年老月拾七日生
明治廿七年八月拾参日入夫初五郎へ相続ヲ譲ルニ付 退隠実父当村平民落合織石工門孫女与吉長女入籍又	妻	とよ	明治元年六月拾五日生
山本心頼卜婚姻届出大正拾参年四月参拾日受附	長男	兼五郎	明治廿八年六月拾五日生
明治参拾老年式月拾六日死亡	長女	朱志	明治参拾老年式月拾五日生
明治参拾参年参月式拾参日出生届出同日受附	女	はる	明治参拾参年参月拾七日生
明治参拾八年老月式拾日午五時死亡同日受附 届出同日受附	男	朱金五郎	明治参拾五年八月式拾六日生
明治参拾八年参月式拾日出生届出同日受附	男	徳次郎	明治参拾八年参月拾五日生
明治四拾年六月拾式日出生届出同日受附	女	朱しげ	明治四拾年六月八日生
荏原郡大崎町大字大崎式百七拾参番地谷崎大助卜婚 姻届出大正拾五年六月拾式日受附同日受附同日入籍 通知二因り同日除籍	女	サト	明治四拾参年式月拾五日生
明治四拾参年参月老日出生届出同日受附	女		

明治三一年式戸籍

本籍地 越前 越前郡 越前町 元町 四丁目 六番地 由参番地 朱	戸主	飯田 正義	一十族 朱 華族
明治参拾年八月拾日華族二列セラレ同月拾七日届出同日受附 明治四拾年拾月六日日本籍地變更届出同日受附	主	亡 飯田 正義 長男	
明治四拾年六月壹日午後八時死亡同日受附同日受附	母	亡 飯田 正義 長男	
明治四拾年六月壹日午後八時死亡同日受附同日受附	父	川下 幾太郎 三女	
明治参拾八年五月七日越前郡四番町五番地副島吉蔵二女婚 姻届出同日受附入籍	父	副島 吉蔵 二女	
明治四拾四年七月六日推定家督相続人廢除ノ裁判確定同月 八日届出同日受附	父	飯田 正夫 長男	
明治四拾貳年六月四日越前郡永田町四丁目五番地沢田兵三 ハ養子縁組届出同日受附除籍明治四拾貳年六月四日戸主 ノ同意ヲ得スニテ養子ト為リタルニ因り同月拾五日復籍拒 絶届出同日受附	父	飯田 正夫 長女	
	母	トク	
	妻	トク	
	長男	一郎	
	長女	ハナ	
	出生	明治四拾九年九月六日	

大正四年式戸籍

本籍 東京市麴町区北町四丁目六番地 朱 大正参年拾貳月参拾壹日前戸主仁吉死亡ニ因リ家督相続 届出大正四年壹月拾日受附⑥ 大正四年八月拾日附辞令ヲ以テ華族ニ列セラル右届出同 月拾七日受附⑥ 麴町区麴町四丁目六番地ニ転籍届出大正四年拾月六日受 附⑥ 乙野梅子ト婚姻届出大正四年拾壹月七日受附⑥ 姪秋子戸主義太郎ノ同意ヲ得スシテ神奈川県橋本郡橋本 拾番地丙川佛八ト婚姻ヲ為シタルニ因リ復籍拒絶届出昭和 拾八年拾貳月拾日受附⑥									
大正拾年拾壹月壹日午後八時本籍ニ於テ死亡戸主甲野義 太郎届出同月貳日受附⑥									
千葉県千葉郡千葉町五番地戸主乙野忠蔵二女大正四年拾 壹月七日甲野義太郎ト婚姻届出同日入籍⑥									
妻					母				
出生	梅子				出生	朱子			
明治拾陸年七月四日	夏子 二女				明治貳年参月四日	春子 三女			
					父 乙山 孝吉				
					父 乙野 忠蔵				
					母 松子				
					母 朱子				
					父 甲野 仁吉				
					父 乙野 仁吉				
					母 松子				
					母 長男				
					前戸主 亡 甲野仁吉 長男				
					族称 華族				
					主 甲野 義太郎				
					出生 明治拾八年六月貳拾壹日				

本籍									
主 戸 前									
出生					出生				
年					年				
月					月				
日					日				
					父				
					母				
					前戸主				
					族称				
					主				

大正四年式戸籍（昭和一九年一月一日から施行された様式は、族称欄が削除された。）

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項による
改製につき平成式拾参年四月七日消除

本籍	① 東京都千代田区平河町一丁目四番地	氏名	② 甲野義太郎
三番地から転籍届出	平成九年九月九日東京都大田区蒲田五丁目十番地から転籍届出		
父届出入籍	昭和四拾六年六月式拾参日東京都千代田区で出生同月式拾五日 ⑤	父	甲野幸雄
母	平成貳年六月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍	母	松子
夫		夫	④ 義太郎
出生		出生	昭和四拾六年六月式拾参日
父届出入籍	昭和四拾七年参月八日京都市上京区で出生同月拾日父届出入籍	父	乙野忠治
母	平成貳年六月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍から入籍	母	春子
妻		妻	⑥ 梅子
出生		出生	昭和四拾七年参月八日
父届出入籍	平成参年拾参月式日東京都大田区で出生同月拾日父届出入籍	父	甲野義太郎
母	平成式拾貳年拾参月九日丙原桃子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地に妻の氏の新戸籍編製につき除籍	母	梅子
出生		出生	平成参年拾参月式日
			③ 啓太郎

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。

平成〇年〇月〇日 千代田区長 氏 名 印

4 関係法令の変遷

◆ 法定相続分の適用法令の変遷

- ・旧民法（明治31年7月16日～昭和22年5月2日）
- ・日本国憲法の施行に伴う民法の応急措置に関する法律（以下、応急措置法とする。）
（昭和22年5月3日～昭和22年12月31日）
- ・改正前の現行民法（昭和23年1月1日～昭和55年12月31日）
- ・現行民法（昭和56年1月1日～）

◆ 法定相続分の推移

各法令の適用期間における法定相続分の推移については、図表4-1のとおりです。

(1) 相続人の調査範囲

① 基準日と適用法令

- ・法定相続人の調査範囲は、被相続人の死亡の日（相続発生の日）を基準とし、民法等の法令の規定に従って、決定されます。
- ・応急措置法の施行前に開始した相続に関しては、原則として、旧民法の規定が適用されます。ただし、応急措置法施行前（昭和22年5月2日以前）に家督相続が開始し、家督相続人を改正前の現行民法施行後に選定しなければならない場合には、その相続に関しては、改正前の現行民法の規定を適用するとされています（民法附則（昭和22年12月22日法律第222号）第25条第2項）。

② 法定相続人の範囲

- ・明治31年以降の法定相続人の範囲（順位と持分の計算方法）は、図表4-2-1のとおりです。
- ・相続権は、先順位者がいない場合のみ、次順位者に移ります。

※現行民法における法定相続人の範囲と持分の代表例：図表4-2-2

③ 遺言による相続

- ・現行民法では、法律的に有効な遺言書がある場合、遺言の内容が法定相続に優先します。
- ・ただし、遺言による遺産分割が、相続人に最低限保証された遺留分を侵害している場合、その相続人は、遺留分侵害額請求により、侵害された遺留分を取り戻すことができます（被相続人の兄弟姉妹には遺留分がないため、遺留分侵害額請求はできません）。

図表4-1 各法令の適用期間における法定相続分の推移

適用法令	適用期間	特徴・改正点		第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	
旧民法	M31.7.16 ～ S22.5.2	・家督相続と遺産相続の2種類あり	家督相続	戸主が死亡、隠居した場合	特定の ¹ 家督相続人が全財産を単独で相続(1/1)				
			遺産相続	戸主以外の家族が死亡した場合	第一種 法定推定家督相続人	指定家督相続人	第一種 選定家督相続人	第二種 法定推定家督相続人	第二種 選定家督相続人
措置法 応急	S22.5.3 ～ S22.12.31	・家督相続の廃止(死亡相続のみ) ・配偶者は常に相続人に	遺産相続	戸主以外の家族が死亡した場合	特定の遺産相続人が全財産を単独で相続(1/1)				
					直系卑属(子) ※複数人いる場合 ①親等の近い者が遺産相続人となり、単独相続。 ②親等が同一の場合には、共同で遺産相続人となり、均等の相続分を有する。	配偶者	直系尊属(親)	戸主	
現行民法の 改正前の	S23.1.1 ～ S37.6.30	・兄弟姉妹の代襲相続に制限なしに(甥・姪以下も相続可能)	遺産相続	戸主以外の家族が死亡した場合	特定の遺産相続人が全財産を単独で相続(1/1)				
					直系卑属(子) ※複数人いる場合 ①親等の近い者が遺産相続人となり、単独相続。 ②親等が同一の場合には、共同で遺産相続人となり、均等の相続分を有する。	配偶者	直系尊属(親)	戸主	
現行民法	S37.7.1 ～ S55.12.31	・直系卑属から子の表記に変更	遺産相続	戸主以外の家族が死亡した場合	特定の遺産相続人が全財産を単独で相続(1/1)				
					直系卑属(子) ※複数人いる場合 ①親等の近い者が遺産相続人となり、単独相続。 ②親等が同一の場合には、共同で遺産相続人となり、均等の相続分を有する。	配偶者	直系尊属(親)	戸主	
現行民法	S56.1.1 ～	・配偶者相続分の引き上げ ・兄弟姉妹の代襲相続を制限	遺産相続	戸主以外の家族が死亡した場合	特定の遺産相続人が全財産を単独で相続(1/1)				
					直系卑属(子) ※複数人いる場合 ①親等の近い者が遺産相続人となり、単独相続。 ②親等が同一の場合には、共同で遺産相続人となり、均等の相続分を有する。	配偶者	直系尊属(親)	戸主	

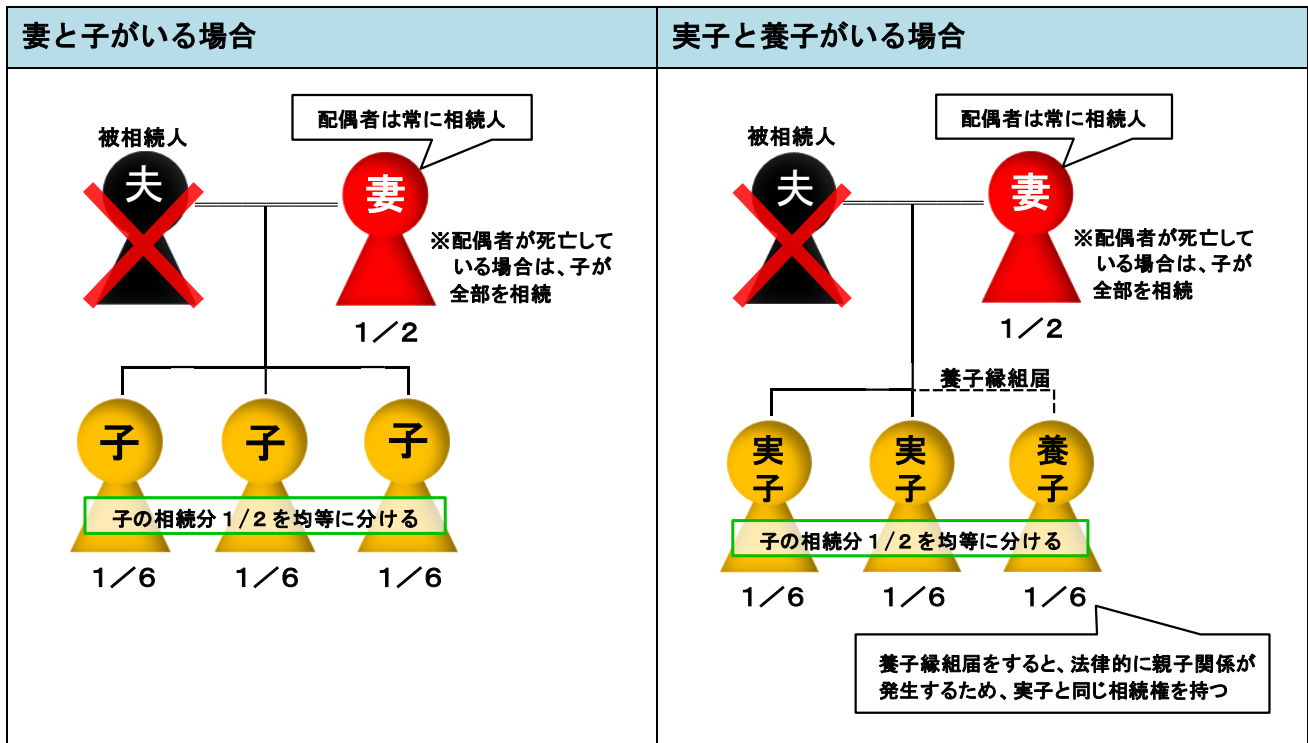
図表 4-2-1 明治 31 年以降の法定相続人の範囲とその適用期間

適用期間	法定相続人の範囲
<p>明治 31 年 7 月 16 日 ～ 昭和 22 年 5 月 2 日</p>	<p>【旧民法】※戸主が死亡、隠居等した場合の家督相続</p> <p>第 1 順位</p> <p>直系尊属</p> <ul style="list-style-type: none"> 男子 <ul style="list-style-type: none"> 嫡出 (正室の子) → 年長者 1 名 1 位 庶子 (認知された子) → 年長者 1 名 2 位 女子 <ul style="list-style-type: none"> 嫡出 (正室の子) → 年長者 1 名 3 位 庶子 (認知された子) → 年長者 1 名 4 位 <p>※戸主が女性の場合、第 5 位に私生子 (夫婦以外の間の子) の男子年長者、第 6 位に同女子年長者</p> <p>被相続人 (戸主) → 第 1 種法定推定家督相続人 1/1</p> <p>遺言で指定 → 被相続人 (戸主) → 指定家督相続人 1/1</p> <p>第 2 順位</p> <p>家族内で選定</p> <p>被相続人 (戸主) → 第 1 種選定家督相続人 1/1</p> <p>第 2 種法定推定家督相続人 1/1</p> <p>直系尊属</p> <ul style="list-style-type: none"> 父 1 位 母 2 位 祖父 3 位 祖母 (曾祖父母) 4 位 <p>被相続人 (戸主)</p> <p>家族外で選定</p> <p>被相続人 (戸主) → 第 2 種選定家督相続人 1/1</p> <p>第 3 順位</p> <p>被相続人 配偶者 直系卑属 1/1</p> <p>第 2 順位</p> <p>直系尊属 1/1</p> <p>被相続人 配偶者 1/1</p> <p>第 3 順位</p> <p>直系尊属 1/1</p> <p>被相続人</p> <p>第 4 順位</p> <p>戸主 1/1</p> <p>被相続人</p> <p>【旧民法】※戸主以外の家族が死亡した場合の遺産相続</p>
<p>昭和 22 年 5 月 3 日 ～ 昭和 22 年 12 月 31 日</p>	<p>【日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律】</p> <p>第 1 順位</p> <p>被相続人 配偶者 直系卑属 1/3 2/3</p> <p>第 2 順位</p> <p>直系尊属 1/2</p> <p>被相続人 配偶者 1/2</p> <p>第 3 順位</p> <p>兄弟姉妹 1/3</p> <p>被相続人 配偶者 2/3</p> <p>【注意点】※代襲相続なし</p> <p>【注意点】※配偶者がいる場合、配偶者は常に法定相続人</p>

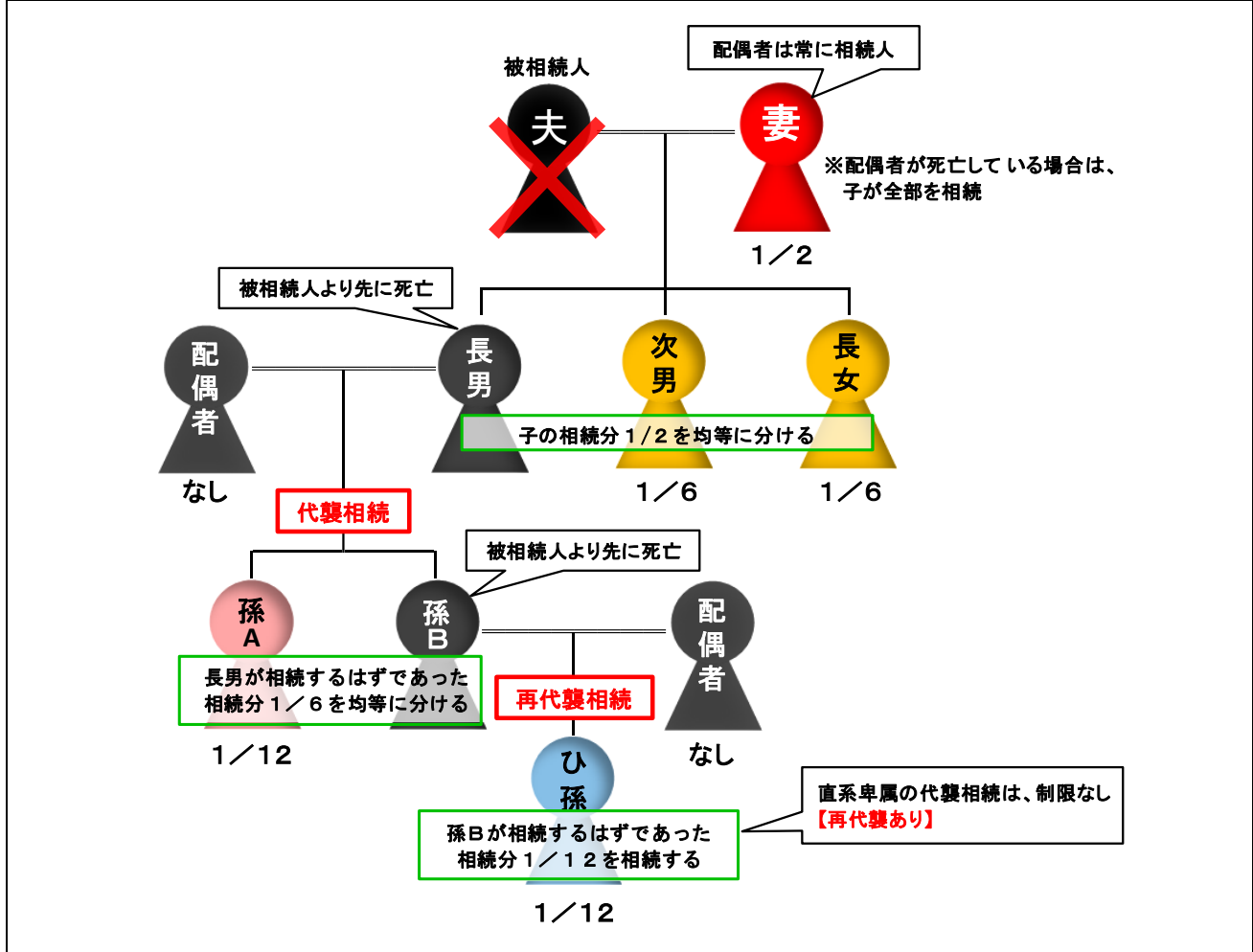
適用期間	法定相続人の範囲		
昭和23年 1月1日 ～ 昭和37年 6月30日	<p>【改正前の現行民法】</p> <p>【注意点】※配偶者がいる場合、配偶者は常に法定相続人</p> <p>第1順位</p> <p>被相続人 配偶者 1/3</p> <p>直系卑属 2/3</p>	<p>第2順位</p> <p>直系尊属 1/2</p> <p>被相続人 配偶者 1/2</p>	<p>第3順位</p> <p>兄弟姉妹 1/3</p> <p>被相続人 配偶者 2/3</p> <p>【注意点】※代襲相続に制限なし（甥・姪以下も相続可能）</p>
昭和37年 7月1日 ～ 昭和55年 12月31日	<p>【改正前の現行民法】</p> <p>【注意点】※配偶者がいる場合、配偶者は常に法定相続人</p> <p>第1順位</p> <p>被相続人 配偶者 1/3</p> <p>子 2/3</p>	<p>第2順位</p> <p>直系尊属 1/2</p> <p>被相続人 配偶者 1/2</p>	<p>第3順位</p> <p>兄弟姉妹 1/3</p> <p>被相続人 配偶者 2/3</p> <p>【注意点】※代襲相続に制限なし（甥・姪以下も相続可能）</p>
昭和56年 1月1日 ～ 現在	<p>【現行民法】</p> <p>【注意点】※配偶者がいる場合、配偶者は常に法定相続人</p> <p>第1順位</p> <p>被相続人 配偶者 1/2</p> <p>子 1/2</p> <p>【注意点】 ※胎児・養子・非嫡出子も相続権者。 ※子が被相続人より先に死亡している場合は、孫など直系卑属が相続【代襲相続】。 ※相続放棄をした相続人の子に代襲相続は発生しない。</p>	<p>第2順位</p> <p>直系尊属 1/3</p> <p>被相続人 配偶者 2/3</p> <p>【注意点】 ※父母の両方が被相続人より先に死亡している場合は、祖父母など直系尊属が相続。</p>	<p>第3順位</p> <p>兄弟姉妹 1/4</p> <p>被相続人 配偶者 3/4</p> <p>【注意点】 ※兄弟姉妹が被相続人より先に死亡している場合は、その兄弟姉妹の子（甥・姪）が相続【代襲相続】。 ※相続放棄をした相続人の子に代襲相続は発生しない。</p> <p>【注意点】※代襲相続に制限あり（甥・姪まで）</p>

図表 4-2-2 現行民法における法定相続人の範囲と持分の代表例

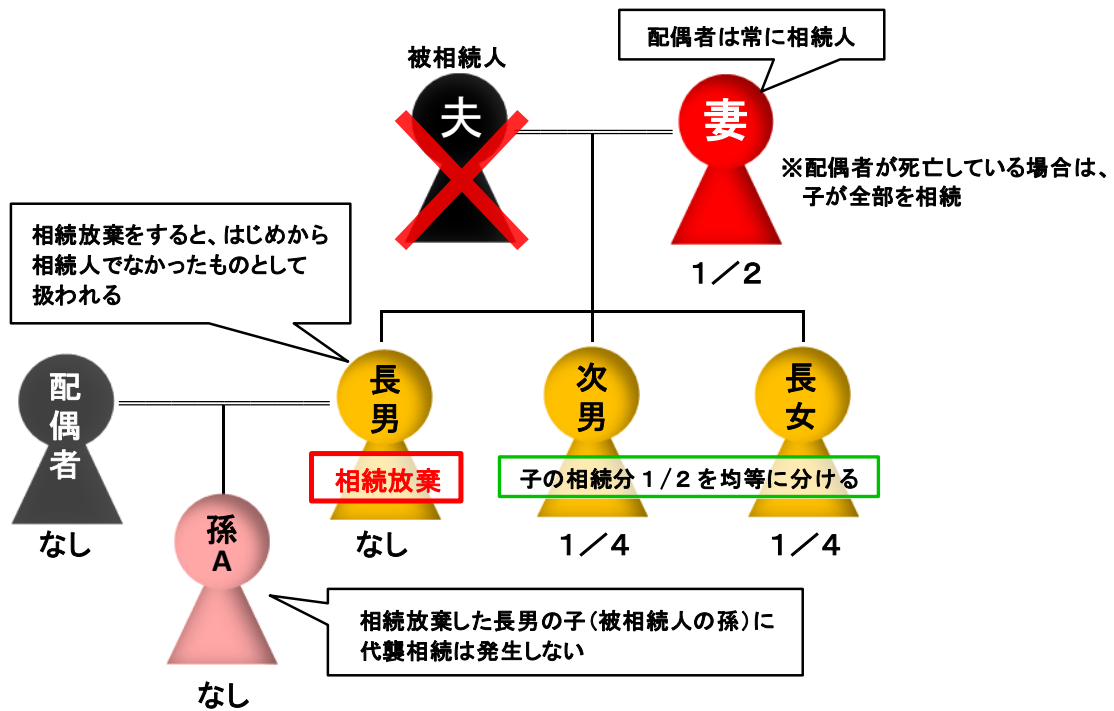
●第1順位の相続人（配偶者・子）が相続する場合



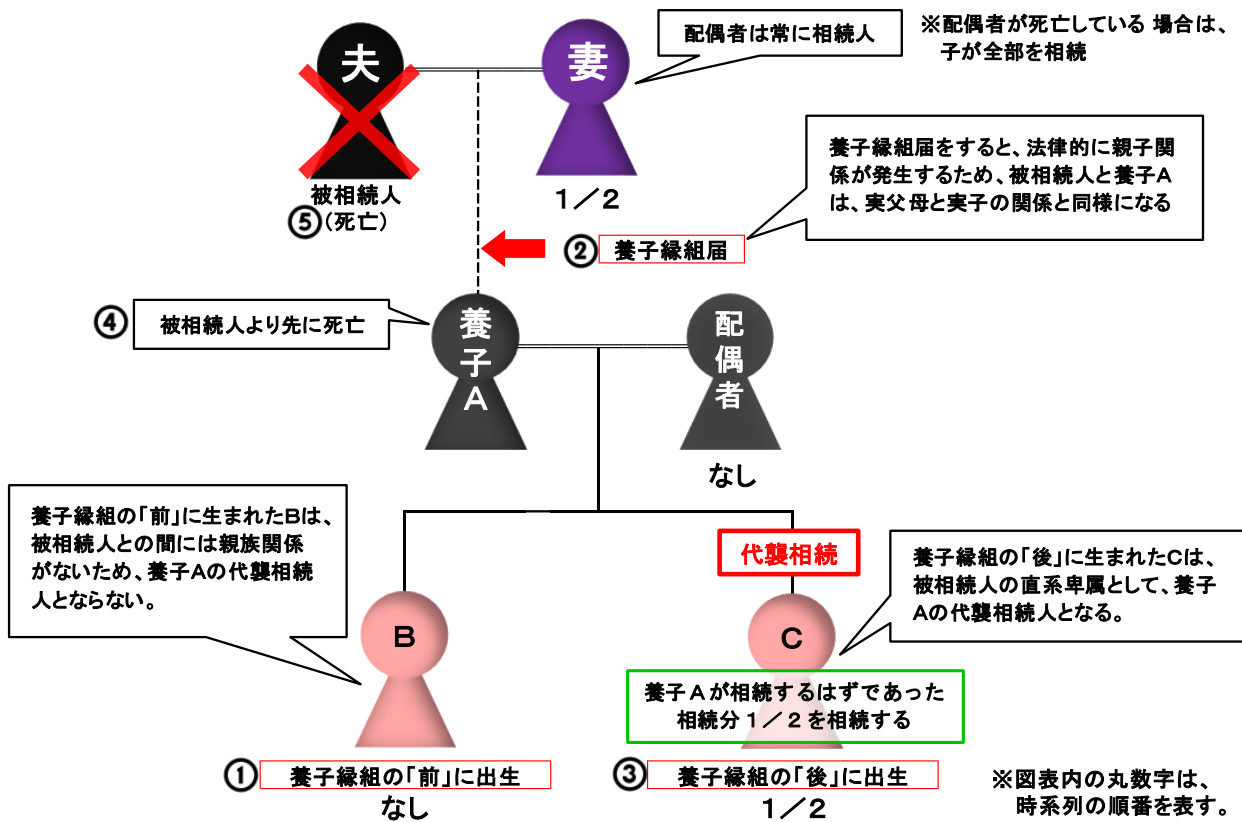
孫（ひ孫）が代襲相続する場合

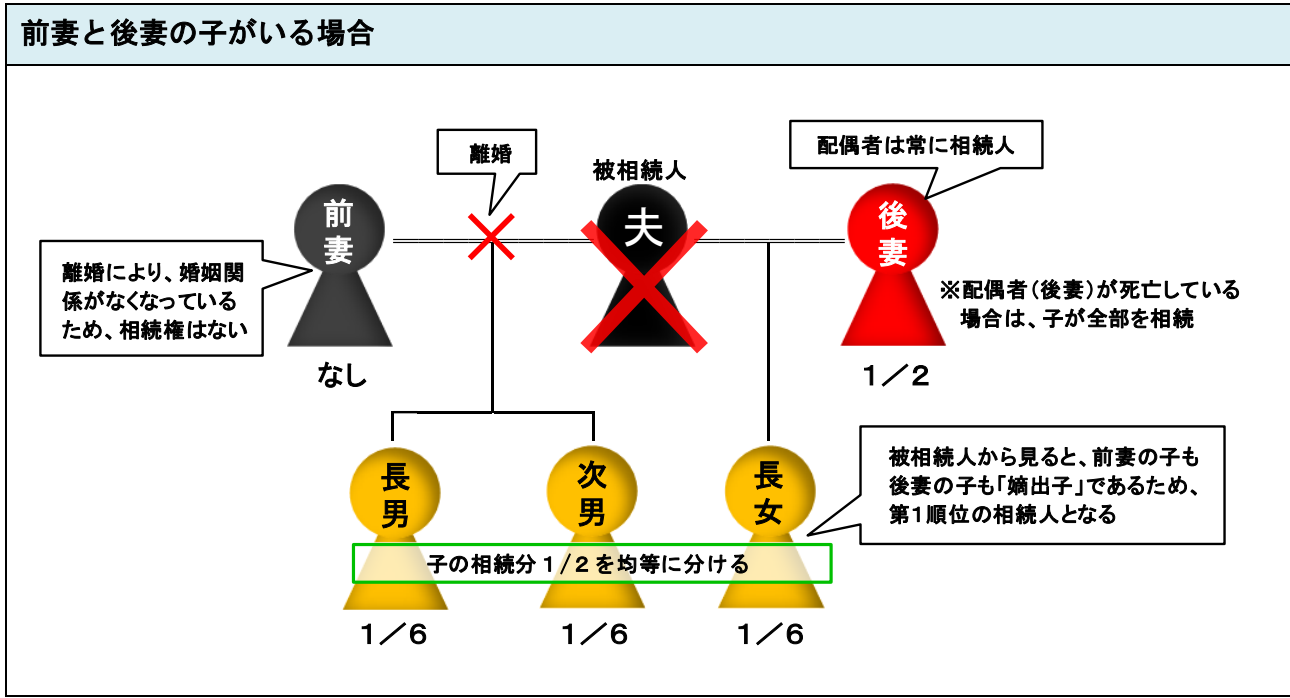


相続放棄した子がいる場合

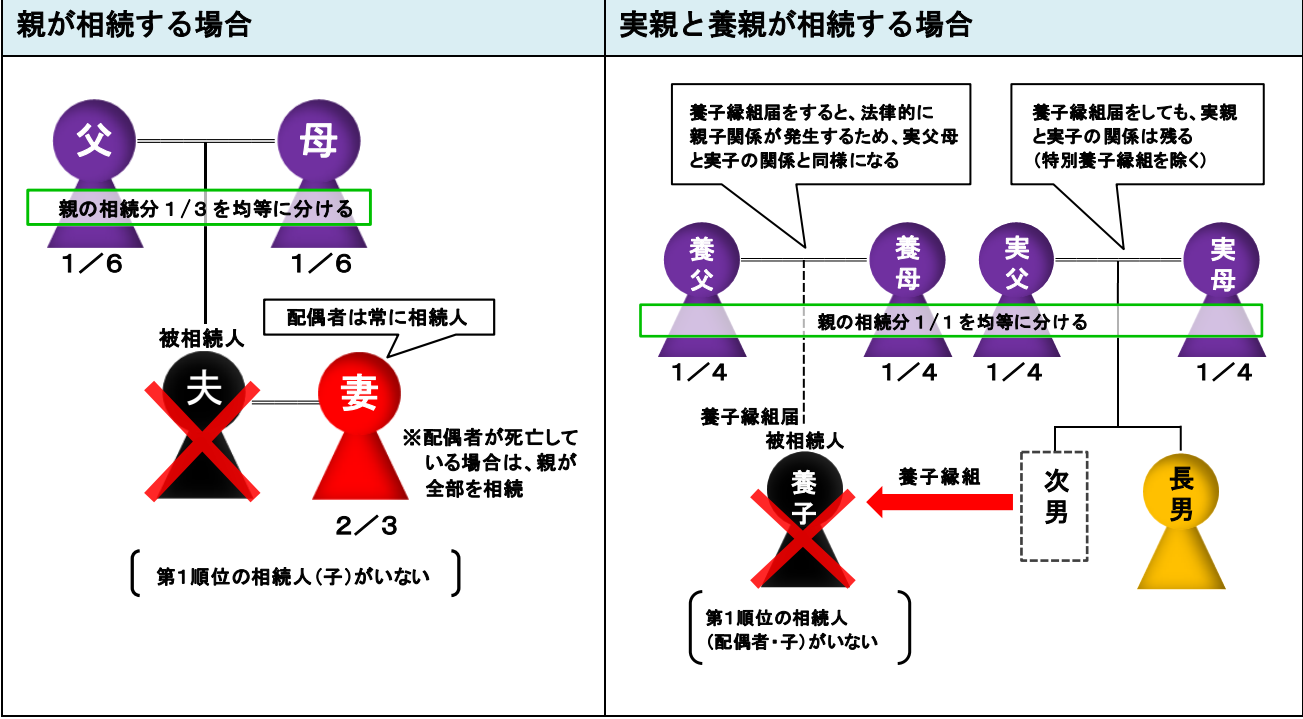


養子縁組前の子がいる場合

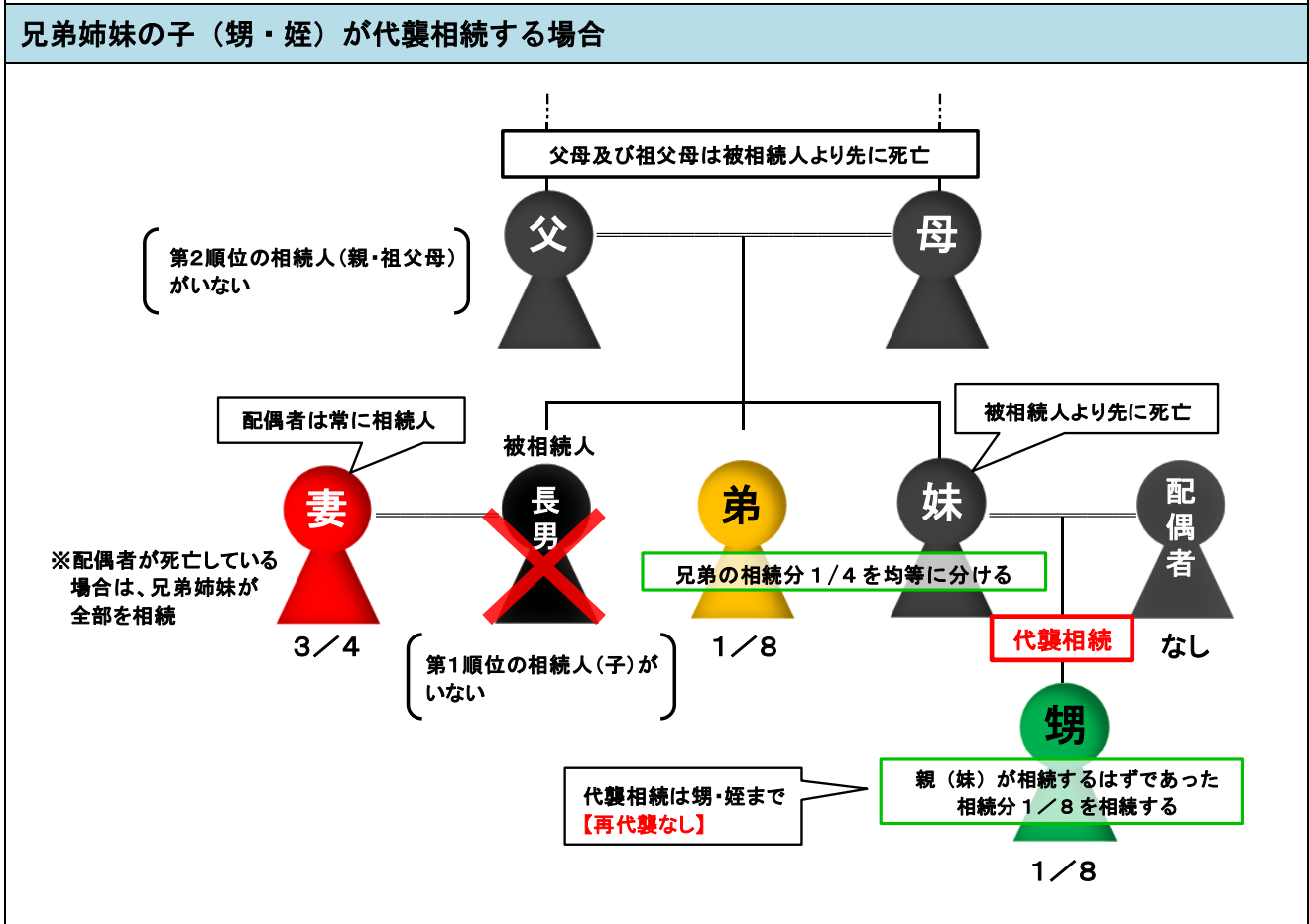
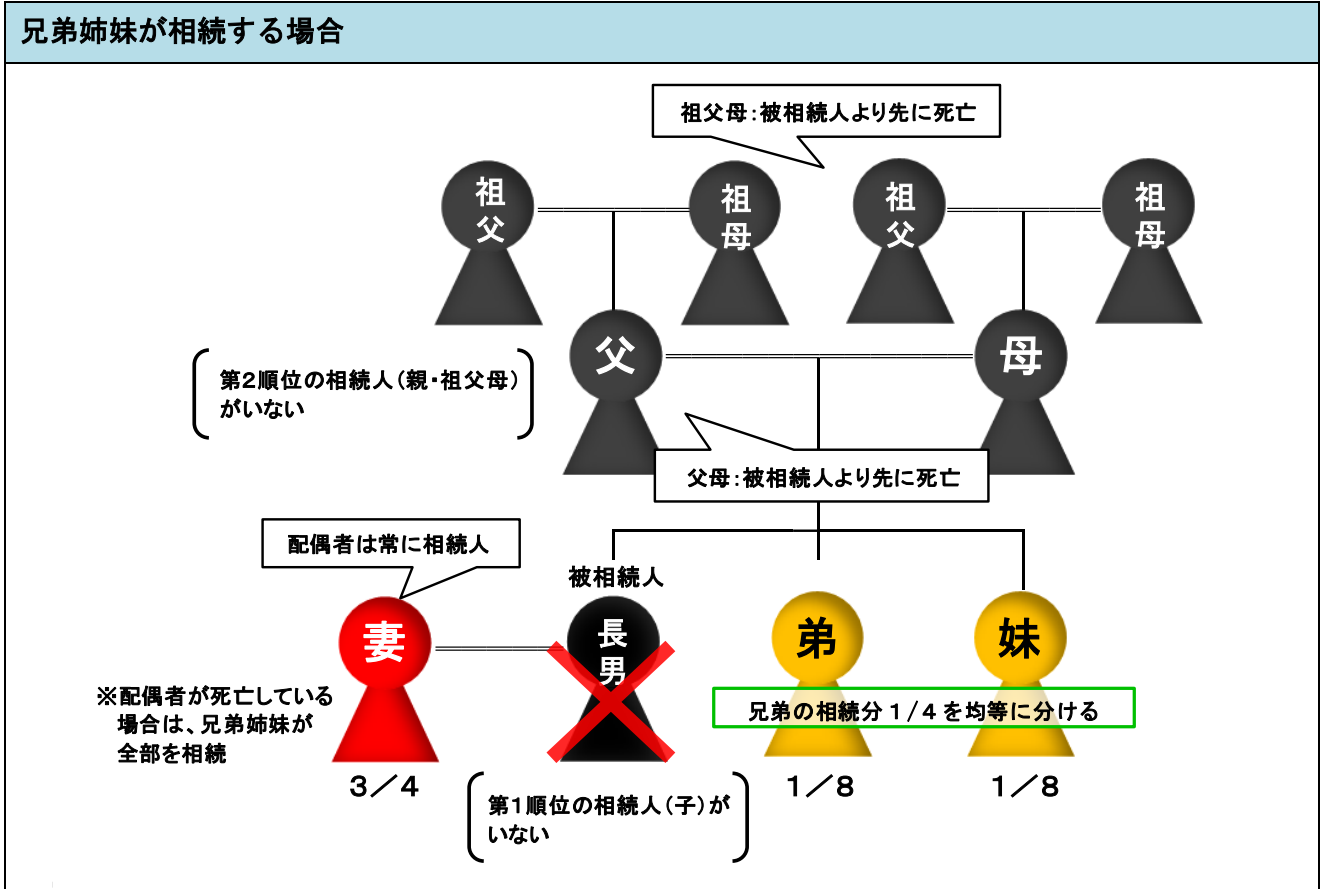




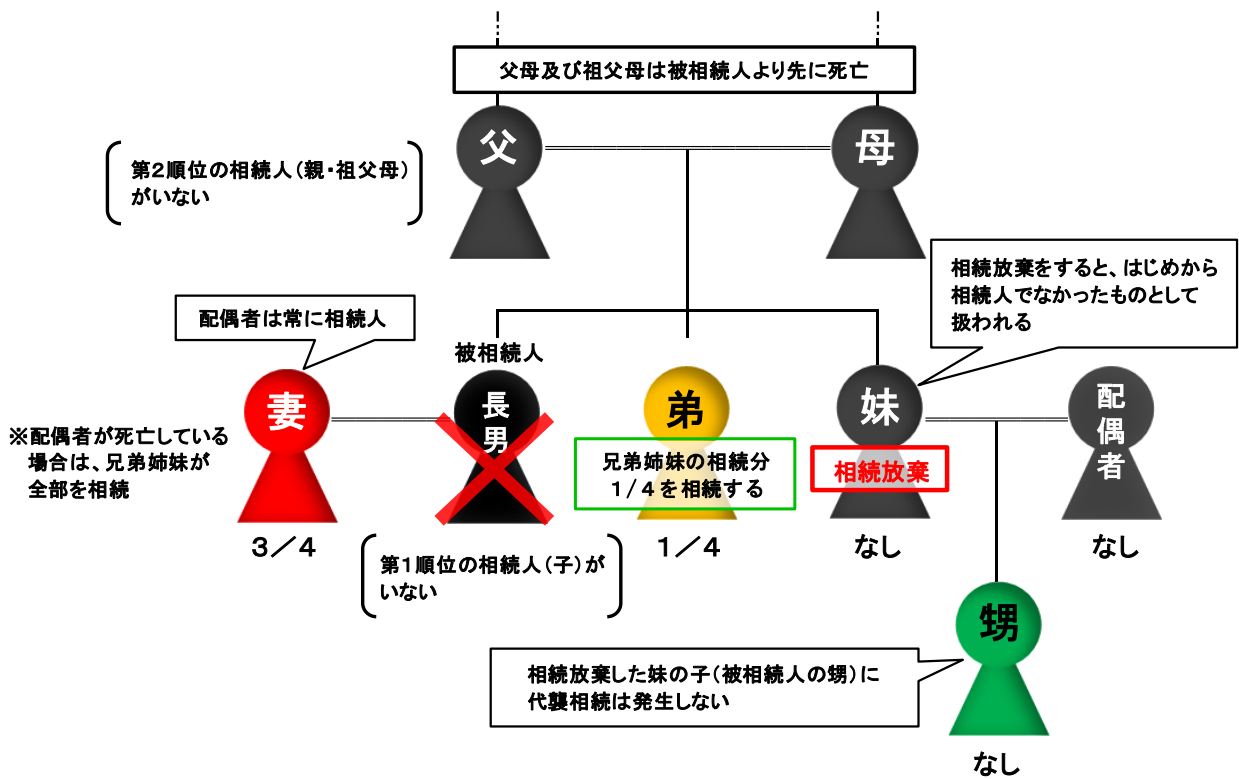
●第2順位の相続人（配偶者・直系尊属）が相続する場合（第1順位の相続人がいない場合のみ）



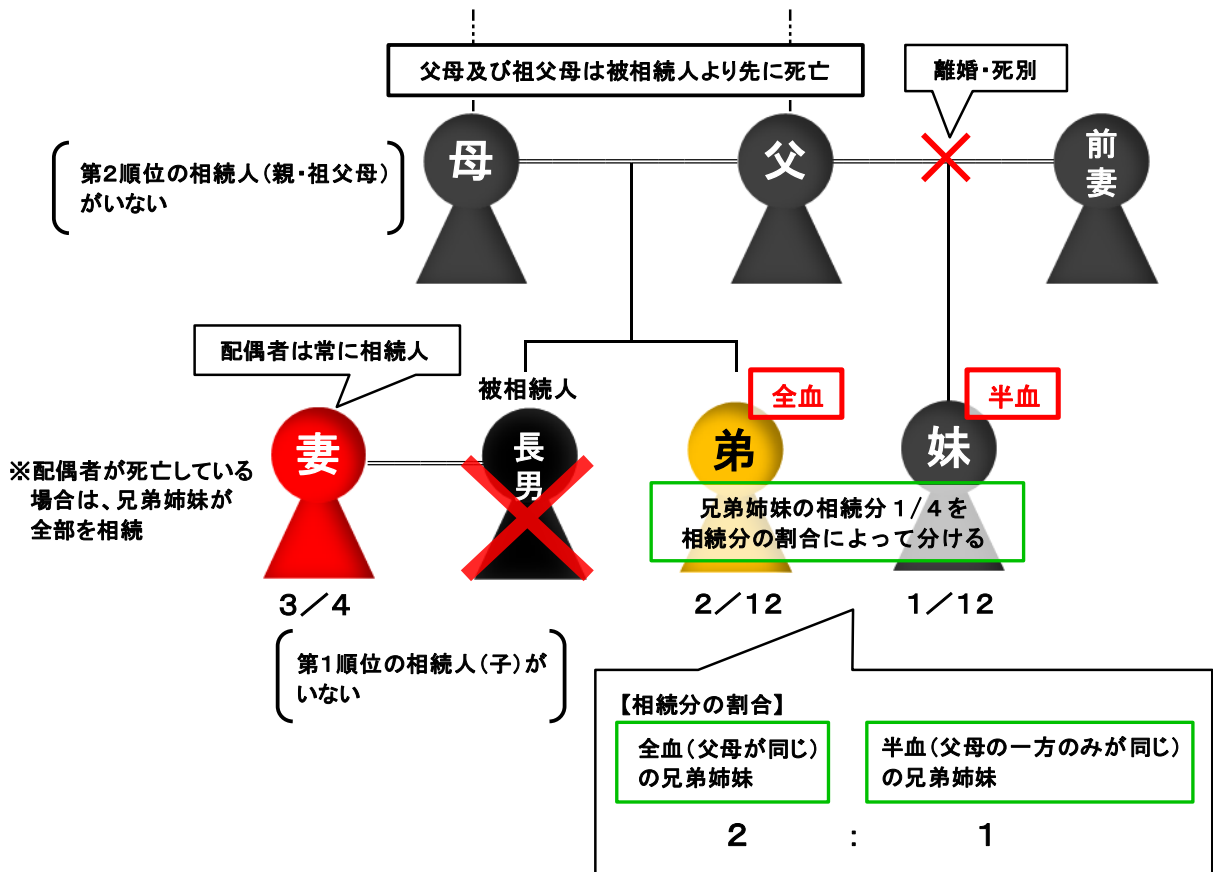
● 第3順位の相続人（配偶者・兄弟姉妹）が相続する場合（第1、第2順位の相続人がいない場合のみ）



相続放棄した兄弟姉妹がいる場合



父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹が相続する場合 (全血・半血の兄弟姉妹の相続)



●二重相続資格者がいる場合

【考え方】

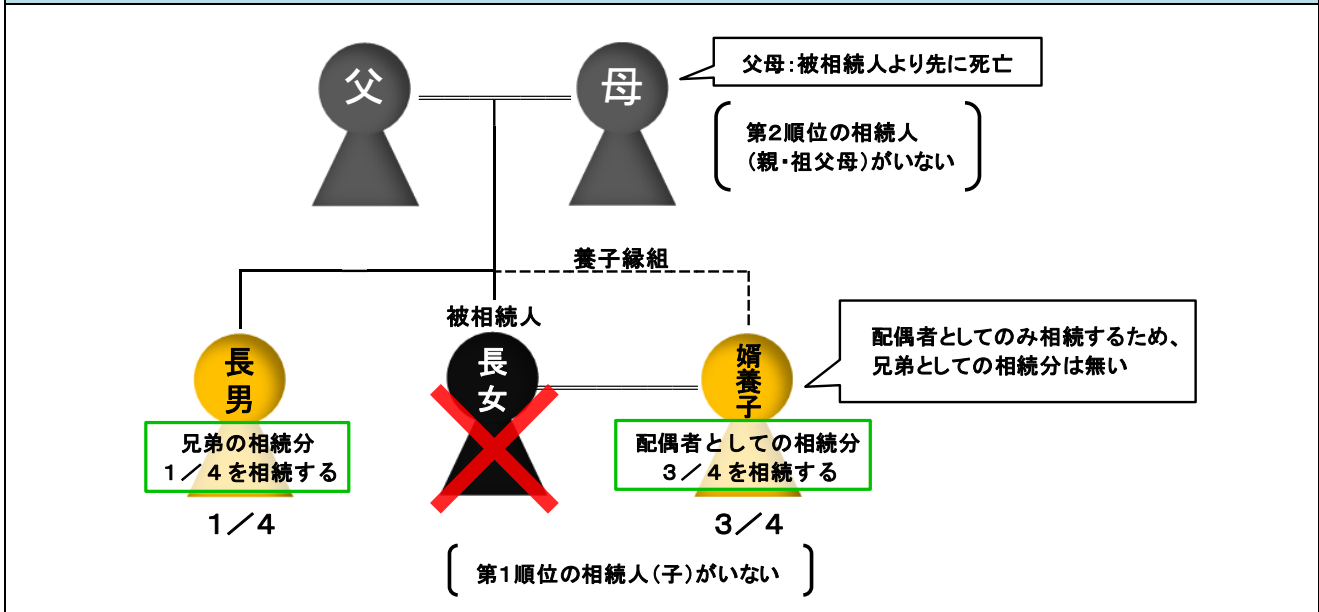
相続人には、以下の2種類ある。

- ⑦配偶者相続人
- ①血族相続人
 - ・直系卑属（子・孫）
 - ・直系尊属（親・祖父母）
 - ・傍系血族（兄弟姉妹）

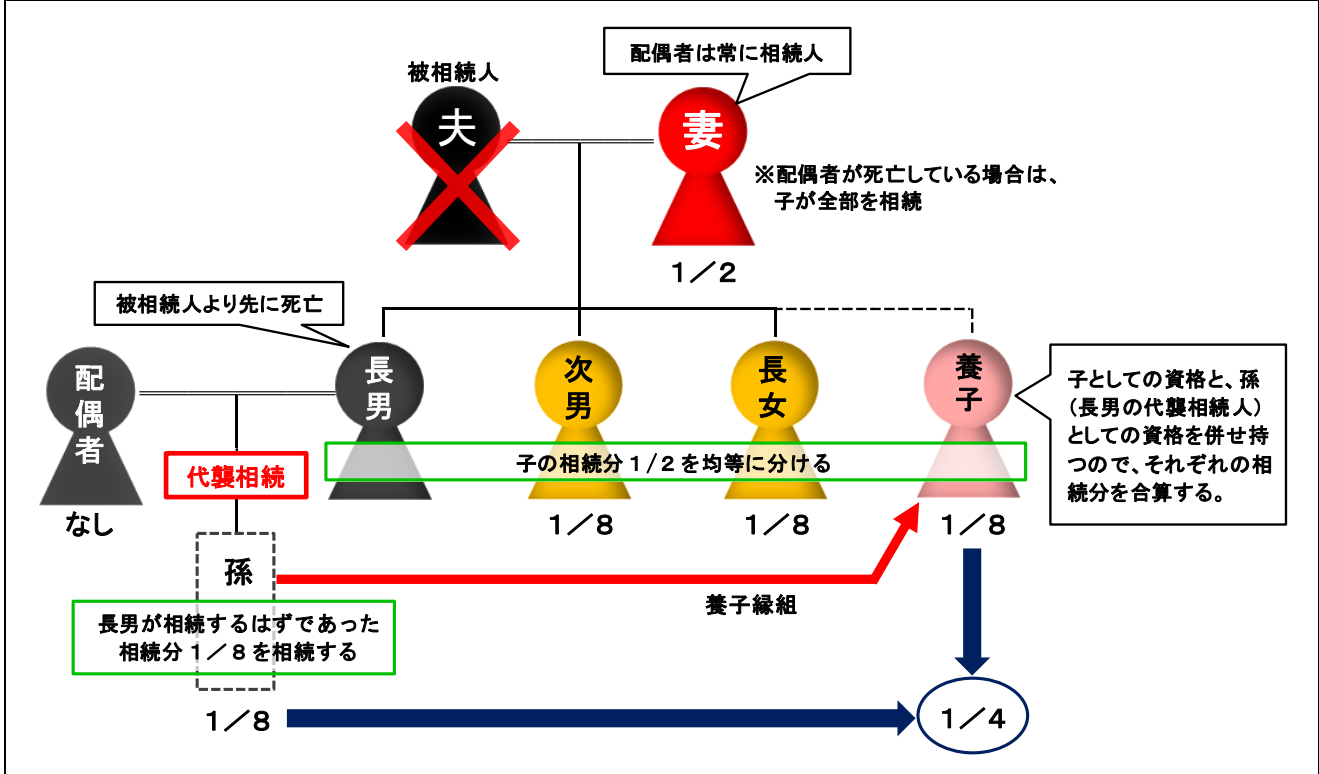
①⑦配偶者相続人と①血族相続人の両者の立場を有する場合には、⑦配偶者相続人としての相続分のみ相続できる。

②①血族相続人の立場を複数有する場合には、その全ての相続分を相続できる。

配偶者と兄弟姉妹（配偶者相続人と血族相続人）の二重資格（父母が娘の婿を養子とした場合）



子と孫（血族相続人）の二重資格（祖父が孫を養子とした場合）

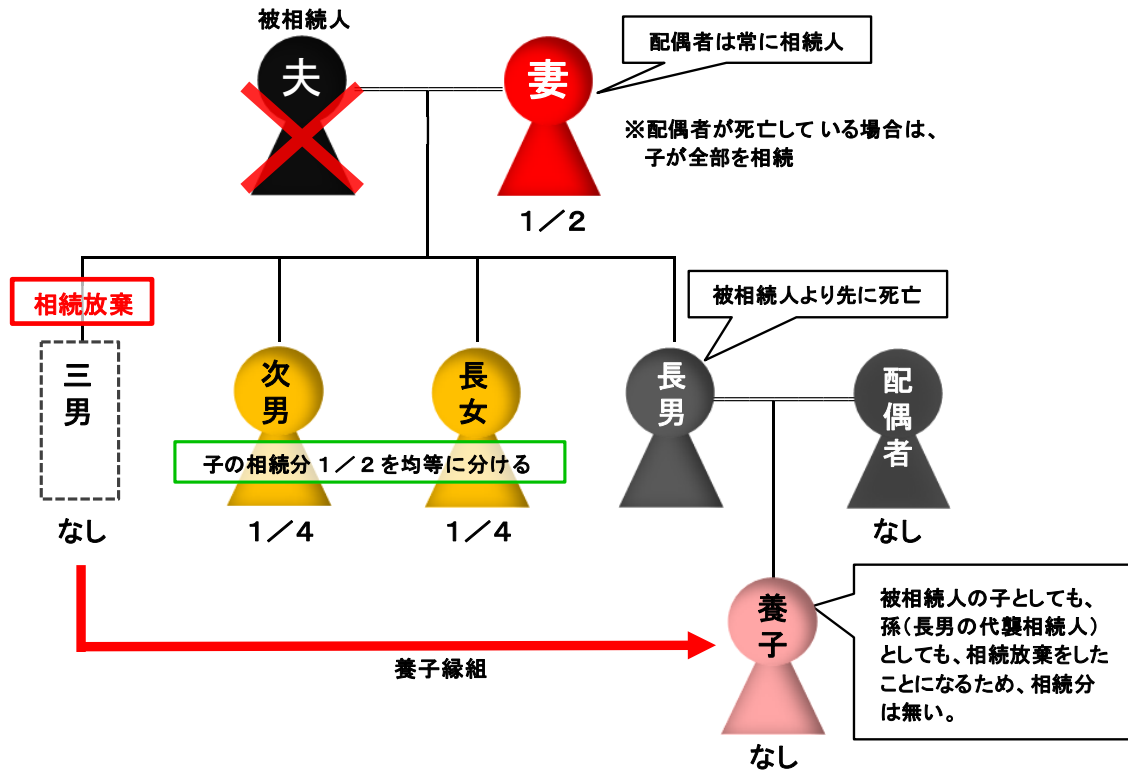


●二重相続資格者が相続放棄した場合

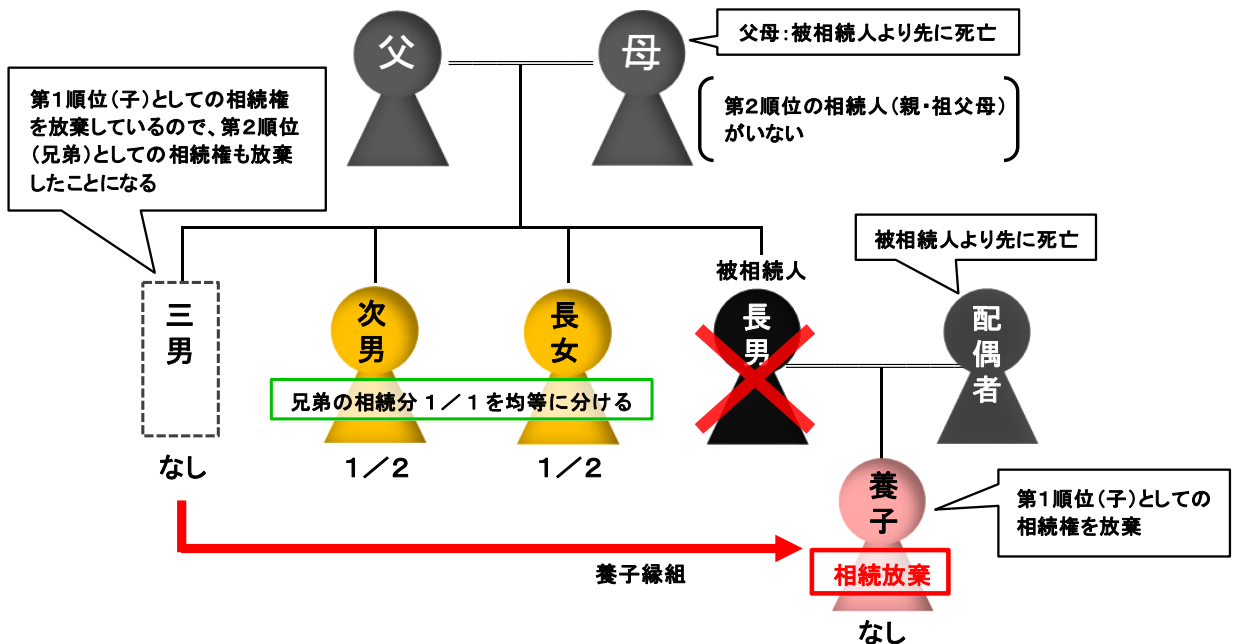
【考え方】

- ①同順位の相続資格者が相続放棄をした場合、一つの資格に基づく相続放棄は、すべての資格に及ぶ（一方の資格でのみ放棄し、他方の資格を留保する旨の意思表示をした場合を除く）。
- ②異順位の相続資格者が相続放棄をした場合、先順位での相続放棄は、後順位での相続についても放棄したものとして取り扱われる（後順位で相続する意思表示をした場合を除く）。

子と孫（同順位）の二重資格（子として相続放棄をした場合）



子と兄弟（異順位）の二重資格（子として相続放棄をした場合）



5 相続関係説明図の作成方法

(1) 相続関係の整理

- ・空き家の所有者を明らかにするため、法定相続人となり得る者の相続関係を整理する「相続関係説明図」を作成します。
- ・相続関係説明図を作成することで、相続人の見落としを防ぐことができ、調査の必要な範囲も明確になります。

(2) 相続関係説明図の作成方法

- ・相続関係説明図は、「被相続人（死亡した人）」と「相続人（相続する人）」の関係性を示した家系図に類似した図です。
- ・無償、有償ソフトなどもありますが、エクセルにより作成する方が誰でも使うことができ、加工もしやすくなります。
- ・入手した戸籍謄本、住民票等の資料をもとに、各人について次の内容を記載します。
①住所、②出生年月日、③死亡年月日、④続柄、⑤氏名
※持分も記載できると良いですがあくまでも参考とし、相続人が判明し調整する際にあたかも持分が決定しているかのように伝えることがないように注意が必要です。

<見やすくするポイント>

- ・エクセルを利用する場合 ※図5参照

全体を「行の高さ 18」「列の幅 2」程度で設定すると、関係線を罫線で表現しやすいです。文字のフォントやフォントサイズにより、見やすくすることが重要です。

図5の設定) 氏名(被相続人、相続人) : MS ゴシック、14pt

その他 : HGS ゴシック M、11pt

- ・婚姻関係は二重線、婚姻外関係は一本線の実線で表現。
- ・離婚は関係線上に「×(バツ)」を記載し、離婚(協議離婚、調停離婚)の成立日を記載。
- ・死亡している人は、着色(灰色等)。
- ・兄弟姉妹は並べる。
- ・養子縁組している者も実子と同じ扱い。続柄に「養子」と記載。※特別養子縁組は除く。
- ・「相続放棄」等の情報も記載。

～補足～

法務局ホームページには、図5に示す基本的な相続関係説明図以外の以下のような事例についても掲載されています。

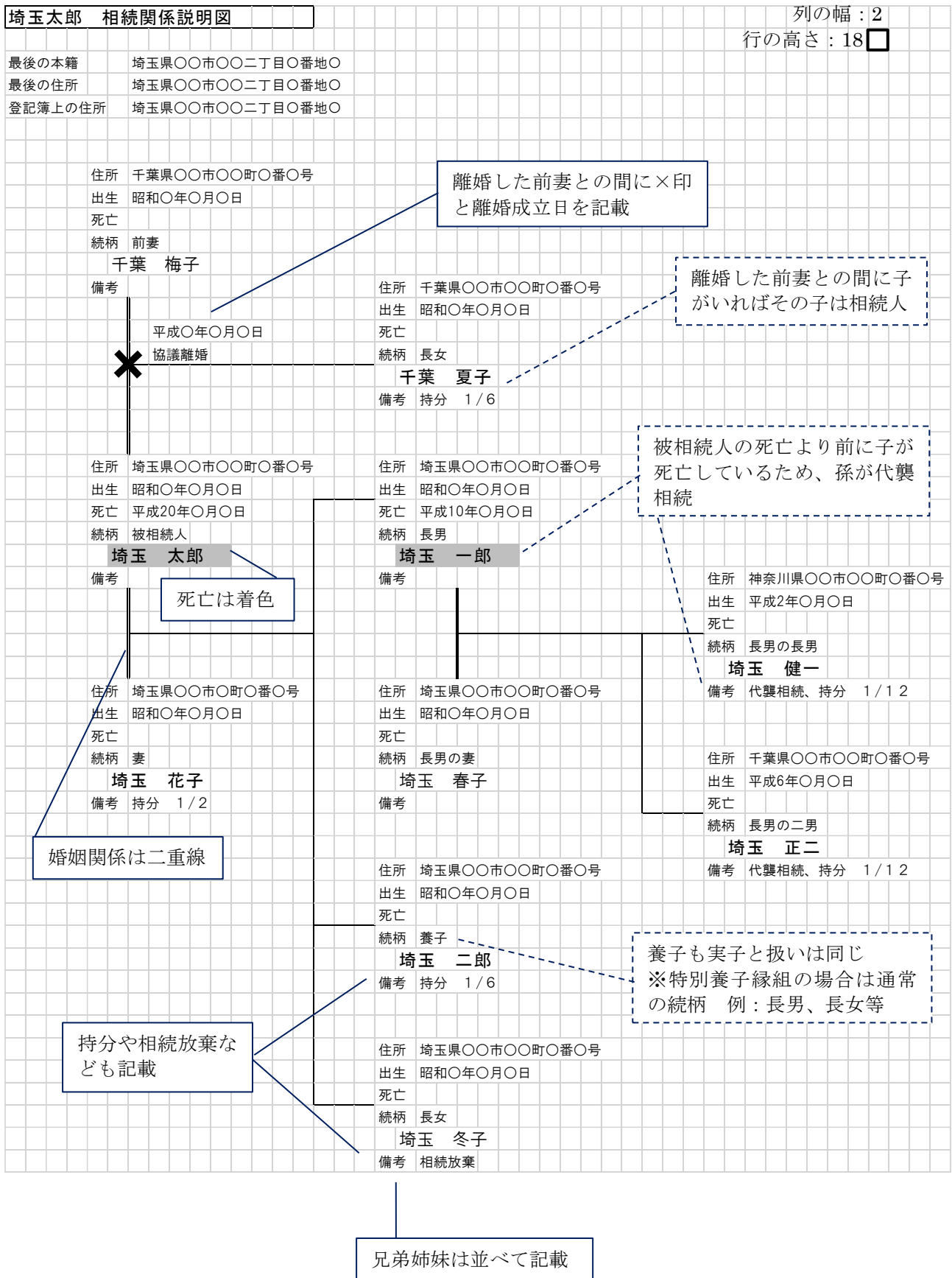
<法務局ホームページ> 主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000015.html

掲載内容 :

- いわゆる旧民法(明治31年法律第9号)下における相続が生じている場合
 - ・ 隠居による家督相続及び死亡による遺産相続が生じている場合
 - ・ 死亡による家督相続が生じている場合
- 法定相続人が配偶者及び子(養子を含む)である場合

図5 相続関係説明図の例 ※エクセルで作成



6 相続放棄について

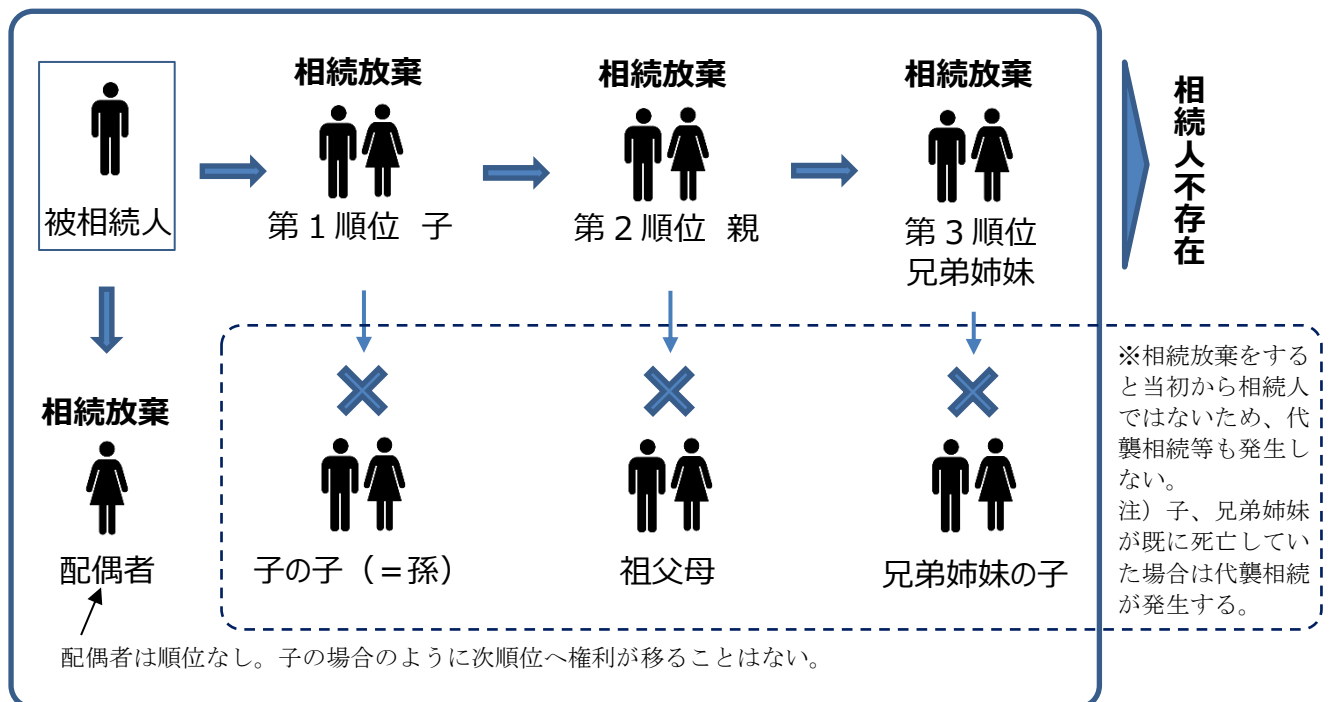
(1) 相続放棄とは [民法第 915 条、第 938 条、第 939 条]

- ・相続放棄とは、「相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない」というもの。
相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った日から 3 か月以内に家庭裁判所にその旨を申述しなければならない。
※3 か月を過ぎた場合は、当然に相続人となる。
※先順位 of 相続人が相続放棄をした場合の後順位の方は、先順位 of 相続人が相続放棄をしたことを知った日から 3 か月。
※「知った日」とは、死亡の事実だけでなく、財産（負債）の存在を知った日から
成年後見人等が選任された場合は、成年後見人等が知った日から
- ・その相続人は、相続開始当初から相続人ではなかったことになる。

<注意> 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したときなどの単純承認をした場合、相続放棄が認められないこともある。[民法第 920 条、第 921 条]

ア 相続権がなかった者が相続権を取得

下図のように相続権が移ることになる。



イ 相続放棄者以外の相続人の相続割合が増加

相続放棄をした者は相続開始当初から相続人ではないため、相続放棄者以外の相続人の相続割合が増加する。なお、相続放棄により後順位に移った場合、法定相続分の割合は変わらない。

※持ち分の例は「4 関係法令の変遷 図表 4-2-2」参照

ウ 相続放棄の方法 [裁判所ホームページより]

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できる。

- ・相続人が被相続人（亡くなった方）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認

- ・相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄
- ・被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認

相続人が、相続放棄又は限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければならない。以下、相続放棄の申述について説明する。

(ア) 申述人

相続人（相続人が未成年者または成年被後見人である場合には、その法定代理人が代理して申述する。）

※未成年者と法定代理人が共同相続人であって未成年者のみが申述するとき（法定代理人が先に申述している場合を除く。）又は複数の未成年者の法定代理人が一部の未成年者を代理して申述するときには、当該未成年者について特別代理人の選任が必要。

(イ) 申述期間

申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければならないと定められている。

(ウ) 申述先

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所

(エ) 申述に必要な費用

- ・収入印紙 800 円分（申述人 1 人につき）
- ・連絡用の郵便切手（申述先の家庭裁判所に確認）
- ※その他、書類（戸籍謄本）の取得に要する費用がかかる。

(オ) 申述に必要な書類

- ・相続放棄の申述書（裁判所ホームページに様式及び記載例あり）
- ・その他、状況に応じた書類（以下、1、2 は共通）
 1. 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
 2. 申述人の戸籍謄本

【申述人が、被相続人の配偶者の場合】

3. 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【申述人が、被相続人の子又はその代襲者（孫、ひ孫等）（第一順位相続人）の場合】

3. 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
4. 申述人が代襲相続人（孫、ひ孫等）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【申述人が、被相続人の父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合（先順位相続人等から提出済みのものは添付不要）】

3. 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
4. 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
5. 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人より下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合、父母））がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【申述人が、被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合（先順位相続人等から提出済みのものは添付不要）】

3. 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
4. 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
5. 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
6. 申述人が代襲相続人（おい、めい）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

（カ）照会書の対応

家庭裁判所に書類を提出すると、照会書といういわゆる質問書が届く。

必要事項を記入し返送する。

（キ）相続放棄申述受理通知書

家庭裁判所に照会書を送付した1週間から10日前後で「相続放棄申述受理通知書」が送付される。「相続放棄申述受理通知書」とは、相続放棄の申述を受理した旨の裁判所の通知書であり、相続放棄の申述人に対し受理された際に交付される。「相続放棄申述受理通知書」とは別に、申述人、相続人（相続放棄したものを除く）、利害関係人は、家庭裁判所に対し、「相続放棄申述受理証明書」の交付を請求できる。「相続放棄申述受理証明書」と「相続放棄申述受理書」の差異は、表題及び「証明する」（前者）と「お知らせする」（後者）の違い、さらに、被相続人の本籍の記載の有無（前者には記載があつて、後者にはない）の三点である。土地や建物の名義変更（相続登記）には、従前は「相続放棄申述受理証明書」が必要とされていたが、東日本大震災の震災復興事業において例外として「相続放棄申述受理通知書」の提供が認められ、その後、相続放棄申述受理証明書と同等のものであれば良いとされた（なお、通常、証明書の申請書は相続放棄申述受理通知書に同封されている）。

（ク）その他

相続人が、自己のために相続の開始があつたことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができる。

（2）裁判所への相続放棄の照会方法

家庭裁判所（支部及び出張所を含む）に対し相続放棄の申述の有無を照会することができる。照会できるのは、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に限る（最後の住所は、被相続人の住民票除票又は戸籍の附票で確認する）。

ア 照会できる者

- ・相続人、利害関係人（債権者等）

イ 照会に必要な費用

- ・手数料はなし

ウ 照会に必要な書類

[以下、さいたま家庭裁判所の例。なお、裁判所や事案により異なる場合もあるため、事前確認を行うほうが良い。]

・照会書、被相続人等目録 ※ホームページに様式あり

・照会者が利害関係人の場合

①被相続人の住民票除票又は戸籍の附票（コピー可）

住民票除票は、必ず個人番号（マイナンバー）の表示のないもの。なお、住民票除票及び戸籍の附票が既に廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所が照会先の管轄区域内であった旨の上申書を提出。

②被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本（コピー可）

③利害関係の存在を証明する書面（コピー可）

金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、債務名義の写し、その他債権の存在を証する書面を提出。なお、同書面記載の被相続人の住所と住民票記載の住所が異なる場合、別途被相続人の戸籍の附票等により住所変更の疎明を求められることがある。

④資格証明書又は商業登記簿謄本（法人の場合のみ）（原本）

⑤照会者の住民票（個人の場合のみ）（コピー可）

住民票は、必ず個人番号（マイナンバー）の表示のないものを提出。

⑥相続関係図

⑦委任状（代理人に委任する場合のみ）（原本）

この照会において、代理人になれるのは弁護士のみ。

⑧返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

エ その他

・被相続人の死亡時期（照会日から30年以上前に死亡している場合など）により、照会に対応していないケースがある。

（3）相続放棄後の管理責任の所在

相続放棄者も相続人が管理を始めることができるまで相続財産を管理する義務を負う。

しかし、どこまでの責任となるかは明確になっていない（※以下、参考となる考え方等）。

参考①

◆「所有者所在不明・相続人不存在の空家対応マニュアル ～財産管理人制度の利用の手引き～ 平成29年3月 空家問題対策プロジェクトチーム、川口市」P28より

・民法第940条第1項は、相続放棄者の管理義務について次のように定めている。「相続放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない」。

このように、相続放棄者は、相続放棄をしたことで空家について直ちに何の責任も負わなくなるということではなく、「相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで」、相続財産を管理する義務を負うこととされている。

～空家等対策特措法での取扱い～

○相続放棄者は法3条の「管理者」に該当し、努力義務を負うとされている。

(国土交通省住宅局住宅総合整備課及び総務省地域創造グループ地域振興室 平成27年12月25日付け事務連絡)

- ・民法第940条に規定された管理義務の内容と空家法との関係については、次の異なる2つの解釈の仕方が考えられる。なお、国土交通省住宅局住宅総合整備課及び総務省地域創造グループ地域振興室は、平成27年12月25日付け事務連絡において、以下の①の見解に立つことを明らかにしており、相続放棄者は空家法3条の「管理者」に該当し、同条記載の努力義務を負うということとなる。

①相続放棄者は、民法第940条により相続財産である空家を管理する義務を負うが、この義務は後に相続人となる者等に対する義務であり、地域住民などの第三者に対する義務ではないとの解釈が考えられる。この解釈によれば、相続放棄者は、空家法3条の「管理者」には該当するため努力義務を負うものの、相続人ではない市町村長からの助言・指導又は勧告に従う理由はないということになる。

②相続放棄者は、民法940条により相続財産である空家を管理する義務を負い、この義務は地域住民などの第三者に対しても負うとの解釈が考えられます。この解釈によれば、相続放棄者は、空家法3条の「管理者」に該当するため努力義務を負い、さらに空家法12条の援助はもとより、同法14条の助言・指導・勧告・命令の対象ともなります。なお、この解釈は、相続放棄者一般が空家の管理義務を負うのか、現実には空家を管理している相続放棄者が空家の管理義務を負うのかについて、さらに分かれうるものと考えています。

参考②

◆法務省 法制審議会 民法・不動産登記法部会26回会議（令和3年2月2日）決定案

「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正等に関する要綱案」P13より

第1部 民法等の見直し

第4 相続等

1 相続財産等の管理

(2) 相続の放棄をした者による管理

民法第940条第1項の規律を次のように改めるものとする。

相続の放棄をした者が、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は民法第952条第1項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産を保存しなければならない。

(4) 国庫帰属について（相続人不存在確認後）

- ・「国庫帰属不動産に関する事務取扱について（平成29年6月27日事務連絡 理財局国有財産業務課長から各財務（支）局管財（第一）部長及び沖縄総合事務局財務部長宛）」によれば、「相続人不存在の相続財産については、相続財産管理人において清算を終了し、民法所定の手続を経ていれば、民法第959条の規定により国庫帰属となる」となっており、また「相続

人不存在不動産については、管理又は処分をするのに不適當であっても、引継ぎを拒否することができない」という国の考え方及び手続方法は示されている。

※上記については、令和2年度現在、積極的に行われている状況ではない。

※なお、令和3年2月現在、相続登記の義務化、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した場合に限った土地所有権の国庫への帰属の承認等に関する制度の創設が見込まれている。

◆「国庫帰属不動産に関する事務取扱について（平成29年6月27日事務連絡 理財局国有財産業務課長から各財務（支）局管財（第一）部長及び沖縄総合事務局財務部長宛）」より抜粋

第2 相続人不存在不動産

1 事前協議及び国庫帰属不動産引継書の受理

- (1) 財務局等は、相続財産管理人から、相続人不存在不動産に関する相談があった場合には、所要事項について、事前に協議・打合せを行い、円滑な引継ぎに努めるとともに、必要に応じ、相続財産管理人に対して、清算に必要な弁済額以上の換価を行う必要がないこと等の説明を行う。

2～6 (略)

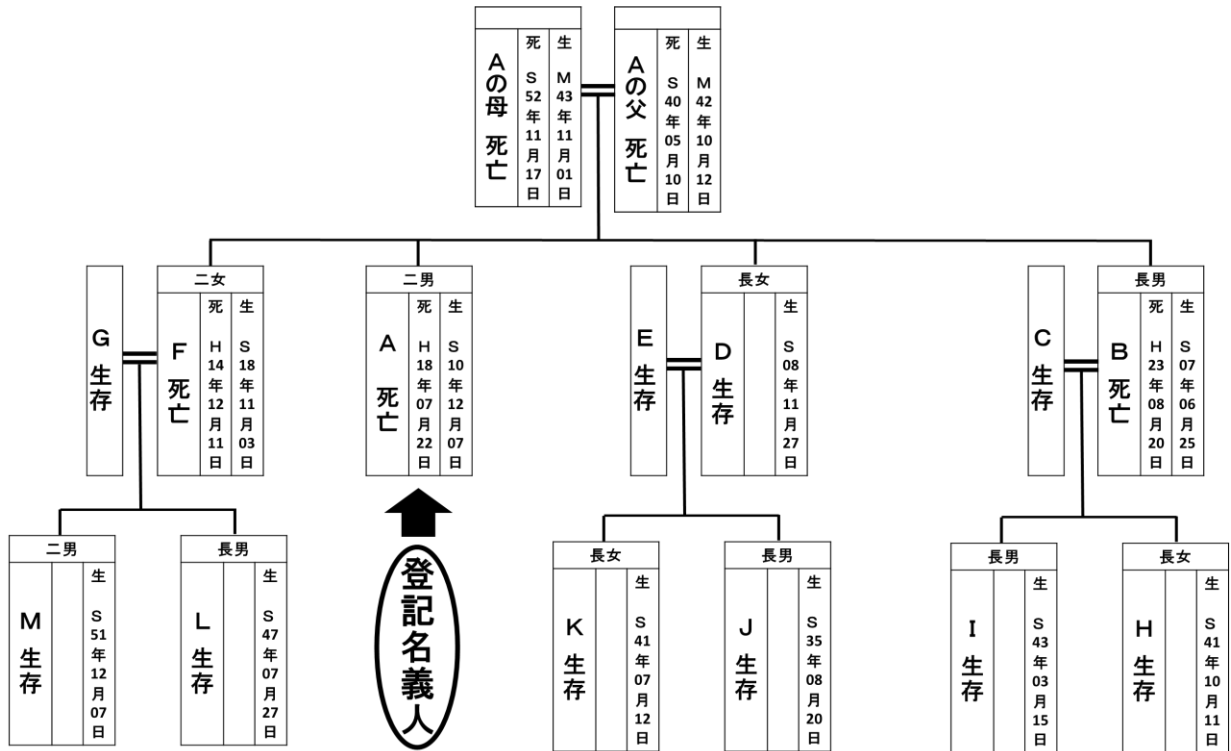
7 留意事項

- (1) 相続人不存在不動産については、管理又は処分をするのに不適當であっても、引継ぎを拒否することができないので、補完を依頼する内容については必要最小限のものにとどめ、相続財産管理人の協力を求めること。また、相続財産管理人の財務局等への引継ぎ及び添付書類の作成等に要する費用は、相続財産の中から支出できることになっており、測量図の作成や現地調査の結果等について、財務局等が補完を依頼することは差し支えないが、相続財産管理人の同意が得られない場合には、強制することができないので留意すること。
- (2) 相続人不存在の相続財産については、相続財産管理人において清算を終了し、民法所定の手続を経ていれば、民法第959条の規定により国庫帰属となることに留意する。ただし、不動産登記簿に担保権が設定されたままの相続財産については、担保権の抹消登記がなされるまで清算終了していないことから、民法第959条の残余財産に該当しないことに留意する。
- (3) 相続人不存在の相続財産に係る帰属（所有権や借地権等）を巡って相続財産法人を当事者とする民事訴訟が継続している場合については、当該財産が残余財産に該当するか未確定の状態であることから、国庫への引継ぎの手続は、その訴訟等において相続財産であることが確定した後に行うべきことに留意する。

～付録～ 練習問題

＜代襲相続、数次相続、相続放棄＞

空き家の登記名義人Aの死亡を確認しました。次の問題について考えてみてください。



問1 調査手順

次の文章中の () に入る言葉は何でしょう。なお、記号選択の問題については複数回答のところもあります。

- 登記名義人Aが死亡していることが判明した。Aの相続人を調査するため、Aの (1) から (2) までの戸籍を取得した。その結果、Aに (3) と (4) がいないことが分かった。
- 登記名義人Aに第1順位者の法定相続人である、(5) がいないため、第2順位者である、Aの (6) を調査したところ、相続人になりえる (6) はいないことが分かった。
- 登記名義人Aに第2順位者の相続人になりえる (6) がおらず、第3順位者の (7) が相続人になるため、Aの (8) の (1) から (2) までの戸籍を取得した。その結果、Aの (7) は (9) (関係図から記号で選択) の合計 (10) 人であることが分かった。
- Aの (7) の中で (11) (関係図から記号で選択) はAよりも先に死亡しているため、(11) の (3) が (11) の受けるはずだった相続分を被相続人から直接相続することになる。このことを (12) という。今回の場合だと (11) の代わりに (13) (関係図から記号で選択) が相続人となる。

- 5 Aの(7)の中で(14) (関係図から記号で選択)はAよりも後に死亡しており、(12)ではなく、(14)の(15)が(14)の相続権を相続することになる。このように、相続登記などの手続きを終える前に別の相続が発生することを(16)という。今回の場合だと、(17) (関係図から記号で選択)が(14)の(15)として、相続権を相続することになる。
- 6 以上のことから、当該家屋の共有者は(18) (関係図から記号で選択)である。

問2 相続放棄と相続人

共有者全員へ文書を送付したところ、Dより相続放棄をしまったとの電話連絡が入りました。この時の対応について次の文章中の()に入る言葉は何でしょうか。なお、記号選択の問題については複数回答のところもあります。

- 1 所有者Dに対し、(19)へ相続放棄の手続きを行っているかを確認したところ、所有者Dより(19)へ相続放棄の手続きを行ったとの回答が得られたため、所有者Dに対し、市(区町村)へ(20)を提出しているかを確認したところ、どこの部署にも提出はしていないとの回答であったため、提出するように案内をした。
- 2 電話を終えた後、税関係の部署へ情報提供を行った(場合により、納税通知書の送付先に影響があるため)。また、所有者が相続放棄をしたことの裏付けを取るため、(21)の(22)を管轄する(19)へ照会文書を送付した。
- 3 (20)あるいは(19)からの回答にて相続放棄の手続きが行われていることが確認された。相続放棄を行った場合、相続放棄をした相続人は(23)とみなされることとなり、また、(12)の発生要因にはならない。
- 4 問1と上記3を踏まえて考えると所有者Dが相続放棄をした場合の共有者は(24)となる。

回答

問1

- (1) 出生 (2) 死亡 (3) 子 (4) 配偶者 (5) 直系卑属 (6) 直系尊属
(7) 兄弟姉妹 (8) 両親 (9) B、D、F (10) 3 (11) F (12) 代襲相続
(13) L、M (14) B (15) 相続人 (16) 数次相続 (17) C、H、I
(18) C、D、H、I、L、M

問2

- (19) 家庭裁判所 (20) 相続放棄申述受理証明書 (21) 被相続人 (22) 最終住民登録地
(23) 初めから相続人でなかったもの (24) C、H、I、L、M

● ポイント

1 被相続人の出生から死亡までの戸籍を取得する。

- ・ 相続人調査の実務において必ず出てくる言葉。簡単に言えば被相続人の戸籍全てを取得すること。
- ・ すべて取得すると被相続人の子、配偶者の有無が分かる。※1
※1 両親が婚姻関係にない子は昔の戸籍だと判明しない例もあります

2 順位

- ・ 相続人になる順番。別順位者が同時に相続人になることはない。
第1順位 直系卑属(子、孫、ひ孫)
第2順位 直系尊属(両親、祖父母、曾祖父母)
第3順位 兄弟姉妹

3 代襲相続

- ・ 相続人が先に死亡していた場合、相続人の子が相続人になること。

4 数次相続

- ・ 相続手続きを行う前に相続人が死亡し、相続が発生すること。

代襲相続と数次相続の違いと共通点

● 共通点

被相続人の相続人が死亡

● 違う点

① 死亡した順番

代襲相続の場合は被相続人の死亡前に相続人が死亡

数次相続の場合は被相続人の死亡後に相続人が死亡

② 所有者の範囲

代襲相続の場合は死亡した相続人の子

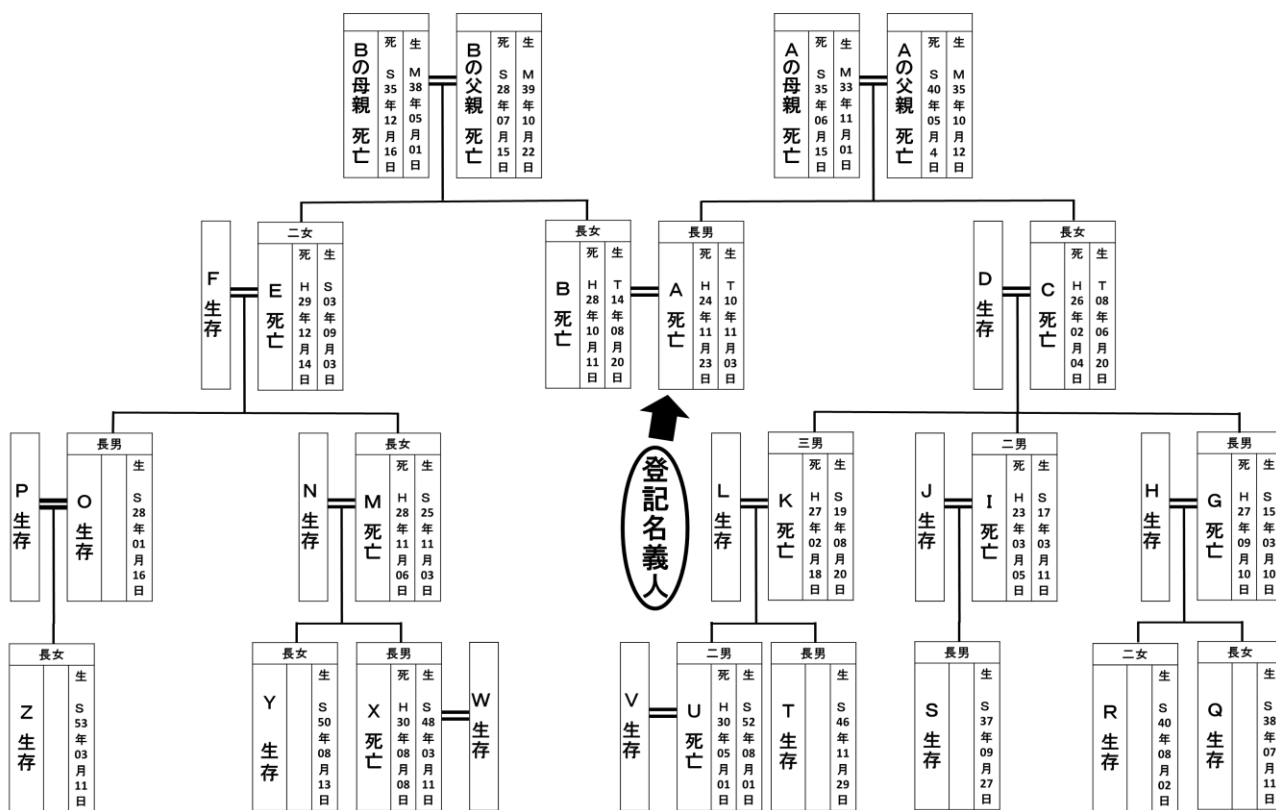
数次相続の場合は死亡した相続人の相続人

	死亡の順番 被相続人より	所有者の範囲 相続人の
代襲相続	前	子
数次相続	後	相続人

5 相続放棄

- ・ 相続の権利を放棄すること。放棄をすると、初めから相続人ではなかった扱いとなり、代襲相続も発生しない。
- ・ 相続人単独で行うことが可能であり、家庭裁判所に手続きを行うことになる。
- ・ 遺産分割協議にて「財産を受け取りません」としたことを相続放棄したと混同されることがあるので注意。
- ・ 相続放棄を行った旨の話があった場合は家庭裁判所に手続きをしたかを確認し、相続放棄申述受理証明書や家庭裁判所へ照会文書を送る等裏付けをとることが大切になる。

<登記と遺言書>



問1 登記名義人Aが死亡した時点での相続人は誰になるでしょう。

なお、本案件では登記名義人A、並びにその配偶者Bには相続人になりうる直系尊属がないものとし、家族図は令和2年10月1日時点のものとしします。

問2 Bが死亡した時点の相続人と所有者は誰でしょう。

問3 令和2年10月1日時点での共有者は誰でしょう。

問4 AがBに全財産を相続させる旨の遺言書を作成していた場合、Aが死亡した時点の相続人は誰でしょう。

問5 Aが死亡後、相続登記がなされ、登記名義人がBになった場合、令和2年10月1日時点の所有者は誰でしょう。

問6 登記名義人がBになっている状態で、Bが世話をしてくれているWに全財産を相続させる旨の遺言書を作成していた場合、令和2年10月1日時点の所有者は誰でしょう。

回答

問1 B、C

問2 相続人：E 所有者：D、H、L、Q、R、S、T、U

問3 D、F、H、L、N、O、Q、R、S、T、V、W、Y

問4 B

問5 F、N、O、W、Y

問6 W

●解説

問1 登記名義人Aには第1順位、第2順位の相続人がいないため、第3順位の相続人Cと配偶者Bが相続人

問2 Bの相続人はAの時と同様に第3順位の相続人Eになるため単純だが、問題になるのはAの姉Cが死亡し、相続が発生していることである。Cの相続人は配偶者Dと子のG、Kと代襲相続により孫のSになる。さらにCの相続人のうち、G、Kが死亡しているため、Gの相続分はGの相続人H、Q、Rが相続をし、Kの相続分はKの相続人のL、T、Uが相続する。以上のことからBの死亡時のBの相続人はE、共有者はD、H、L、Q、R、S、T、Uとなる。

問3 問2の状況に加え、Bの相続人Eと共有者Uが死亡し、相続が発生している。

Eの相続人は配偶者Fと子のO、代襲相続により孫のX、Yとなる。その後、Xが死亡したため、Xの相続分を父親のNと配偶者のWが相続することになる。Uの相続分は相続人の母親のLと配偶者のVが相続することになる。以上のことから、令和2年10月1日時点での所有者はD、F、H、L、N、O、Q、R、S、T、V、W、Y

問4 遺言書の作成がなされていた場合、Bとなる。遺産分割協議も不要であり、兄弟姉妹の場合だと遺留分もない。

問5 相続登記によりBが名義人になっていれば、Aの兄弟とその子たちは相続人ではなくなり、Bの妹Eのみが相続人となる。その後Eが死亡し、Eの相続人のF、O、X、Yが相続をし、さらにその後Xが死亡し、Xの相続分をXの相続人N、Wが相続する。

問6 問4と考え方は同じで所有者はWとなる。

●ポイント

- ① 手続きを怠ると相続人はどんどん増える。
今回の案件でははじめは相続人が2人だけであったが、手続きを怠った結果、共有者が13人となってしまった。
- ② 相続人間の関係性がどんどん遠くなる。
始めは被相続人の配偶者と姉の二人であり、関係もそこまで遠くはないが、共有者13名となってしまうと例えば、DとWの関係となるとWから見たDは「亡き夫の祖母の姉の夫の姉の夫」となる。ここまできるとほぼ他人である。
- ③ 相続登記と遺言書の有効性
遺産分割協議または遺言書による相続登記をしていれば、相続人がどんどん増えていくことを防ぐことができる。遺言書を残しておけば、遺産分割協議をせずに容易に相続登記をすることができる。